

@平成15年6月2日

於：国土交通省 11階特別会議室

社会資本整備審議会
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第4回次世代参加型まちづくり方策小委員会
議 事 録

国土交通省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 議 事	
(1) 参加型まちづくりの事例について	1
(2) 質疑及び自由討議	1 2
(3) その他	4 4
3 . 閉 会	4 5

開 会

事務局 大変お待たせをいたしました。本日はお忙しいところをお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会第4回次世代参加型まちづくり方策小委員会を開催させていただきます。

本日御出席いただいております委員、臨時委員、専門委員は24名中、ただいま11名でございまして、本小委員会の議事運営に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

次に、本日の資料でございますが、全部で4種類の資料をお配りをいたしております。議事次第の次に一覧表がございますので、御確認いただきたいと思います。

なお、前回の議事録でございますけれども、現在委員の皆様には速記にて御発言を確認いただいているところでございます。本日は、事務局で概要を整理したものを資料2として御用意をいたしております。

それではいつものことでございますが、御発言をいただく際には目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただいて、御発言終了後はオフにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは委員長、よろしくお願いいたします。

議 事

(1) 参加型まちづくりの事例について(委員からの事例紹介)

小林委員長 それでは、第4回をこれから始めさせていただきます。

本日は前回に引き続きまして、委員の方々から事例発表をお願いしております。本日は土屋委員、山岡委員のお二人から発表いただくことになってございます。

3回続けてこのような形での審議を続けてまいりましたが、これでこのような形式での審議を終え、中間まとめの方向に進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、お二人の方から発表いただきまして、御質問はまとめて後で行いたいと思います。さらにその後、事例発表や質問を含めて、自由なディスカッションをお願いしたいと思います。

それでは初めに、土屋委員の方からよろしくお願いいたします。

土屋臨時委員 武蔵野市長の土屋でございます。前の前の委員会には、ちょうど選挙中で欠席をいたしまして、まことに申しわけございませんでした。6選目でなかなか批判もあったところですが、受けましたのでまた4年間、よろしくお願いいたします。

ます。

私が、概ね 15 分ぐらいをめでに説明しろということでございますので、お手元にお配りをした資料に基づいて、逐次御説明申し上げたいと存じます。

私が御説明を申し上げますのは、3 点の具体的な事例を中心に申し上げたいと存じます。まず 1 枚目のペーパーは目次的内容になっております。

次の 1 ページから 2、3 ページぐらいまでに、武蔵野市における市民参加の事例、このほか細かいものも数え上げると数限りないんですが、主として幾つかの事例を挙げさせていただきました。そのうちの網のかかっている部分が、これから具体的に御説明しようとするものでございますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

それ以外にも、例えばクリーンセンターというのは、市役所の前にあるごみの焼却場ですが、これをつくるときなども非常にもめにもめた事例ですけれども、これは割愛させていただきたいと存じます。

さて、具体的な事例の第 1 は、中央線の武蔵境駅前のまちづくりについてであります。武蔵境駅は明治 22 年、西暦 1889 年、日本の鉄道の中でも最も古い方に属します甲武鉄道が前身であります。まだ山手線がぐるっと丸くなってなかった時代に、この武蔵境というのはできました。

ちなみに、新宿を起点にいたしまして、立川まで 1989 年 4 月に開通したんですが、このときは新宿の次が中野、その次が境停車場、そして国分寺、立川となっております、所要時間も今の各駅停車とほとんど変わらなかったような時間帯でございました。

武蔵境駅は、日本の中で最も早い 1889 年にできた鉄道駅でございますが、その後再開発に取り残されまして、歴史のある駅だけに、地元の地権者の間でなかなか再開発が難しかった地域でございます。

この地域は長年放置されましたので、吉祥寺に抜かれ、三鷹に抜かれということで、だんだん遅れてきたわけでありましたが、あれは武蔵境ではない、昔境だと言われたりいたしました。この昔境を何とか今境に直そうということで、再開発の計画が始まったわけでございます。

年表はそこについておりますけれども、駅前の一等地に駅前広場約 6,500 m²をつくるということでございますので、当然反対も多いわけでありまして。昭和 46 年に長期計画の中に位置づけたんですが、この表、細かくて恐縮ですがポイントだけ申し上げますと、昭和 52 年 9 月に、上から 2 行目でございますが、「北口再開発計画(市案)」を発表をいたしました。そして、発表した案を市の都市計画審議会に諮問したわけでありまして。つまり、法的な手続に入ったわけでありまして。

ところが、反対、反対、反対、反対が強くなって、行くにいけない、引くに引けず、撤回もできませんから、何と都市計画審議会の継続審議になったまま、私が市長になる 58 年までになっちもさっちもいかなかったというケースであります。

このような駅前の一等地を再開発する際に、私が市長になって、これは最大の仕事の一つだったんですけれども、このままではどうも進みそうもないということがはっきりいたしましたので、徹底した市民参加でまちづくりをやろうと。もし本当に住民がまちづくりを望んでないんならやめちまおうと考えて、徹底してやることにいたしました。

その1つのポイントが、昭和59年7月をごらんいただきたいわけではありますが、賛否両者によるまちづくり市民委員会発足というのがございます。これは25人の市民委員によるまちづくり市民委員会を発足をいたしました。地元商業者賛成、反対、それから青年会とかです。地主さんを除いて全部入れました。それから、町を構成している通勤者とか通学者も必要だということで、例えば亜細亜大学の学生課長さんとか、都立武蔵高等学校の教頭先生とか、そういう方も含めて25人の委員会をつくりました。

私が市民参加でまちづくりを進めようと言ったとき、当時の助役以下、技術担当の職員は、「市長はなりたてで何も知らないからそんなことを言っているんだ。甘いもんだ。大体、人の財産に手をかけるんだから、線引きというのは混乱と怒号の中で線引くんだ」と言いました。

私の前じゃ言えないんだけど裏で言っているということを知りまして、「みんなちょっと来てくれろ」と言って、「あんたら、混乱と怒号でもいいから線引けるのか。それだったら、なぜ今まで6年間線引かなかったんだ。混乱と怒号で線引くというなら、助役以下に責任を任せるから線引け。そのかわり、線引くことができなかつたら、あんた全部辞表を持ってこい」と言いましたところ、辞表を持ってこなかつたら、「じゃあ、しょうがない、市長の言うことをやってみるか」ということになりました。

私が言ったのは、「どうせ6年間もできなかつたら、新しい試みをやってみて、それでできなかつたら結論は同じじゃないか。ともかくやってみろ」ということでやりました。

最初、現場が出してきた案は、反対派1人、賛成派1人、商業者何人、学識経験者何人というような案を出してきました。これじゃだめだと。反対派が1人なんかじゃ、その反対派で委員になった人が反対連盟の中で孤立しちゃうと。反対派を最低3名入れなさいと。賛成派3名、反対派3名。それからそのほかずうっといって、25人の委員会でやりました。

25人の委員会は、最初はこれを公開するとか、議事録を公開するのか、しないのかとか、傍聴を認めるのか、認めないのかということで大騒ぎになりまして、3回ぐらいいは一步も進みませんでした。

地元には都市計画の大学の先生が、まだ助教授ぐらいだったんですが、その先生が音を上げてしまって、申し入れなんかもらったりいたしました。

しかし、非常に短い期間の中でありましたが、徹底して議論をやったわけです。そ

して、その次の行で、数字が入ってなくて恐縮ですが、60年5月です。市より「北口地区整備基本計画」を発表したと。そして61年2月に都市計画案を発表して、地元説明会を開いたけれども反対者ゼロだったということになりました。

実は、ここに記されていないんですが、もう1つ仕掛けをいたしました。この市民委員会で、私が一番最初に発足をしたときに申し上げたのは、市民委員会では武蔵境の町をどうしたらいいのか、どういう町にしたいのかという、町のあり方について議論してほしいと。最後の線引きは私がやると。最後の線引きはもう1つ、都市計画協会にお願いをして、当時の国鉄と建設省と東京都から入っていただいて、建設省は椎名さんがまだ現場にいたころですけど、そういう方に入っていて、都市計画協会から受けた専門委員会を設けて、そこで線引きをするということにいたしました。

一方で、専門家の委員会をつくって、具体的な線引きについてのいろんな議論をしていただくと同時に、「どういう町にするか、どういう規制をするかということについての、町の作り方について市民委員会の人にやってほしい」と言いました。

そのとき、線引きまで任せるのか、任せないのかという議論になったときに私が申し上げたのは、「線引きをするということは人の財産に手を突っ込むということだから、あなた方25人の市民委員会で責任持てますか。責任持てないでしょう。また、責任を持つだけの正当性もないでしょう。選挙で選ばれた私が責任を持つ。それは恨まれるかもしれないし、評価されるかもしれないけど、それは私が責任を持つ。だから皆さん方は、今まで議論になった風俗営業がどうだとか、市民の何とかがどうだとか、歩車道が何とかだとか、どういう町が望ましいかという町像について議論してほしい」というふうにして、役割をはっきり分けました。

専門家に駅前広場の車の回しがどうだとかいうことをお願いすると同時に、市民には市民の役割、そして市長は市長の責任をはっきりいたしまして、最初からそのようにいたしました。

その結果、都市計画案を提示したときに反対者ゼロということで、170～180人集まって2時間ぐらいたったんですけど、賛成と促進ばかりの議論が出て、反対者はゼロで、その速記録を東京都の都市計画中央審議会に出しましたら、「反対者ゼロというのは、これはおかしいじゃないですか。この議事録はどこかごまかしがあるんじゃないですか」なんて言われたぐらいでありました。第1番目の例がこういったことあります。

その後、三鷹 - 立川の連続立体交差事業とかいろんなことがありますけど、武蔵境の駅舎も含めて、ずっと東京都やJRの方にも協力をいただき、先行しながらまちづくりを進めてきているというのが、この15～16年の形であります。

次に、事例2で7ページをごらんいただきたいと存じます。これは打って変わって、極めて小さな市民参加であります。この木の花小路公園は、前の市民参加の例で御紹介いただいたということですが、少し御紹介申し上げたいと存じます。

これは成蹊大学の西側にある一画なんですけれども、その一画の屋敷林が相続で売りに出されました。たった 200 坪であります。非常に大きなアカマツの木が、これは写真ですけども、ここにあるような大きな樹木があっていい風景をつくっておりますので、私は思い切ってそれを買うことにいたしました。

しかし、たった 200 坪強、706 m²しかない公園ですから、これらを全部木を切って、そこに砂場だとか滑り台だとかブランコなんかつくったってしょうがないじゃないかと考えました。この地域はコミュニティ活動が非常に活発な地域でありますので、コミュニティ活動をしている人たちに呼びかけて、「この 706 m²をどうしたらいいかみんなで議論してほしい。こっちは白紙です。ただし1つだけ条件があります。大きな木は切らないでほしい。これだけが条件。その枠の中でまちづくりをやってほしい。どういうふうな公園づくりがいいか議論してほしい」ということで、丸投げにいたしました。

その結果、この地域にはチョウの日本的な大家だとかいろんな方が住んでいまして、いろいろ議論して、そしてこの 200 坪を従来のイメージとは全然変わった形で、100 mの井戸を掘って、そこから地下水をくみ上げて、真ん中から流して、それでまた地下に戻すというやり方でやりまして、現在山野草や木が約 300 種類、この 200 坪の中にあるという、非常に満足度の高いものになりました。

この次のページなどでは、維持管理作業を楽しむ市民とか、開園後の公園で山野草の植えつけを行う市民があります。

それから、ここで虫をと思ってやったんですけど、虫はなかなか難しいですね。やはりカワニナが食べられちゃったりしてなかなか難しいんですけど、今いろんなことをやっております。

この下の写真は平成 13 年 8 月に、今の川口外務大臣が環境大臣だったころ視察に来られた写真でございますが、おかげさまで建設大臣賞をいただきました。環境庁長官賞もいただいたということでもあります。

市が買ったのは土地だけ。そしてそこに木だけ残すということを条件にしてつくった公園であります。非常に満足度の高い公園になっております。

さて3点目は事例3で、10 ページ以降でございますが、これは全くのソフトであります。この委員会でソフトの発表がいいのかどうかについてちょっと迷ったんですけども、事務方の方からソフトについても発表してほしいということがありましたので、申し上げたいと存じます。

実はこれはごく最近で、先週日本テレビにもちょっと取り上げられて、私も出ました。武蔵野市の公立保育園では、3 歳以上の子供の保育室には暖房は設置してはいますが、冷房を設置していないということがあります。昔はゼロ歳も 1 歳も 2 歳も冷房を設置してなかったんですけど、その理由は、大体 3 歳から 4 歳ぐらいまでの間に発汗、暑いときは汗をかく、寒いときは毛穴を閉めてという、人としての機能は 3 ~ 4 歳ま

でに身につくと。したがって、そのときにあまり快適な状況を与えてしまうと、外の気温変化に耐えられないということがありましたので、我々も頑張って、「暑いときは暑い、よくプールなんかに入れたりして、着がえなんかを頻繁にしてやったらどうだ」と言っておりました。

ところが、従来は 30 度を超え 32~33 度ぐらいが 3~4 日あるぐらいだったのが、最近では大体 9 日間ぐらいヒートアイランド現象で 34~35 度という日がありました。

そこで、父母や保育士の間から冷房を入れてほしいということがあって、0 歳、1 歳、2 歳のところはどうしても昼寝の時間が長いなどがあって、ついているとずると冷房を入れちゃったんですけども、これ以上冷房を入れないで何とかできないかということで、問題提起をいたしました。

選挙前であったこともあって、冷房を入れろという署名運動なんかをだいぶやられたんですけど、思い切って市民を信用して、市民に意見を聞こうじゃないかということで、昨年 12 月に「公立保育園に「涼」環境を創出するフォーラム」と題した電子会議室を設置、開設をいたしました。この電子会議室に自由に意見を書き込み、直接議論ができるというやり方をやったところ、129 件の意見を保護者や園医、保育士などの関係者からいただきました。そのうちの 3 分の 2 ぐらいは、冷房を入れてくれという意見でありました。残りの 3 分の 1 がニュアンスが違って、自然の風で頑張ろうとかいろんな意見がありました。

ところが驚いたことに、この会議室へのアクセスは、わずか 1 カ月半ぐらいの間に 1 万 7,000 件に及んで、非常に驚きました。

そういうことでしたが、ここに書いてありますように、保護者から冷暖房を求める声が 44%、その他も入れると大体私の感じでは 3 分の 2 ぐらいが冷房を入れてくれという意見でございました。したがって、3 分の 1 ぐらいは「？」という感じの意見でございました。

同時に、電子会議室を立ち上げて議論してもらおうと同時に、専門家による委員長には正木健雄さん、日本体育大学名誉教授を起用して委員会をつくり、NTT ファシリティーズにいろいろやっていただいた。その結果、もう間もなく工事が始まるんですが、屋根散水とかオーニングとか園庭緑化とか、それから空気を常時もらせないで夜もあけておくとか、いろんな提案が出されて、そして一応こういうふうな案になったわけでありまして、まだうまくいかどうかはわかりません。依然として、保護者の間には市長は評判が悪いということになっておりますけれども、たまたま先週、日本テレビが 9 時何分の時間で全国放送をしたものですから、全国からまた反響がありました。全国の反響は 80% ぐらいが、「市長頑張れ、そのとおりだ」という意見が多かったですが、まだ 30 通ぐらいしか来ていませんから、どうなのかわかりません。

なお、参考資料としてお配りいたしましたのが、3 つの事例の資料でございます。最後の参考資料 3 - 3 に、5 月 25 日号のサンデー毎日が、「冷房」がヒトの発達を妨

げる」というタイトルで、「武蔵野市・保育園論争が投げかける「疑問と批判」」ということで、最近の号で取り上げましたので一緒につけておきました。

以上でございます。

小林委員長 どうもありがとうございました。

土屋委員からの御発表でございます。

それでは続きまして、山岡委員から御発表いただきたいと思います。お願いいたします。

山岡専門委員 山岡でございます。私もいろいろ事例を引っ張り出して並べたり、いろいろしているうちに、参加型まちづくりというのは何なんだろうなというのがわからなくなっちゃいました。といいますか、私の持っている事例というのは、参加型というのがふさわしいのかどうかがよくわからないということでございますけども。

それで、この概念をあっちこっち、最近いろいろ使われている概念とか、私どもがいろんな研究会とか条例づくりというところ、あるいは行政のいろんな指針づくりに携わった経験をもとにちょっと整理して、その中で必要に応じて例示的に事例に触れるという形にしたいと思います。

私のレジュメは最後に2枚だけあるものですが、参加・協働型というふうにつけ加えたわけでございます。これまでの議論の中でも協働という言葉も出てきていると思うんですけども、かなり広く参加をとらえれば協働と似てくるんですが、かなりニュアンスが違うということです。

この次世代参加型まちづくりというのは、恐らく僕の感じでは、やっぱり協働型というものを含んだ概念だろうということで、広義に参加型まちづくりと言うと協働も入っているし、またそれを広い意味で協働型のまちづくりという言い方もされているわけです。広くとらえれば、両方同じことだと言えば言えるわけですが、かなり立脚点とかニュアンスの重点が違うという面もございまして、私は言うとしたら参加・協働型まちづくりと言った方が、未来のあり方を考える上では生産的じゃないかなと思って、参加・協働型まちづくりという言葉で呼んでおります。

ここで参加と協働ということですが、これは私、狛江市の条例づくりを去年1年間携わって随分議論したんですが、参加というのは一般的ないろんな意味もありますが、そういう地域の自治体、行政という関連で言うと、参加というのは行政活動に市民が個人として参加することだというふうに、市民個人個人が参加するのが参加だという、パブリックコメントに意見を述べるとか、審議会の委員になるとか、あるいはワークショップに個人として参加するとか、そういう市民の参加をきちんと行政活動の中に取り入れる仕組みが市民参加ということで、そのために市民参加条例が出ているわけですね。究極的には住民投票、市民投票というものも含んでおりますけれども、さまざまな形で個人が行政活動といいますか、行政の行うさまざまな過程に参加する、これを保障するのを参加というふうに、私どもはとらえております。

それから協働というのは、行政とNPOという組織対組織の話だということで、行政とNPOなどの組織が協働して公共目的を果たすことということで、各地で今、埼玉県は最近だったかな、東京都で協働の指針なんていうのが各自治体で出てきております。あるいは協働に関する条例みたいなところもできたところがございます。

市民参加条例を持っているところと、協働の条例を持っているところ、両方持っているところは少なかったんですけども、どっちかを持っているところが多いんですが。狛江では市民参加と市民協働の条例というので、両方含めた条例にしましたけども、そういうふうに、協働というのは組織対組織の話、参加というのは行政活動への個人の参加ということで、理解した方が整理できるかなと思っております。

一般的にはそういうふうに必ずしも使われておりません。NPOが参加するとか、個人が協働するなんていうことも、言葉としては使われていますけども、私は分けた方がいいんじゃないかなと。

そして、参加というものがきちんと行われて、初めて協働が行われるという面も、また重要だろうと思っております。

それから、参加・協働が言われるときに、それだけが言われるんですけど、僕は特にNPOの立場から言いますと、参加や協働なんかがあるとなかろうかと、直接行政とは関係のない市民やNPO独自の活動が非常に重要である。そして私が持っている事例というのは、大体そういう事例なんですね。途中で行政がかかわってくるわけですけども、市民発のまちづくりの活動というのは、参加というのはちょっと違うんじゃないかなというものが、実際には起こってきているということでございます。

それからもう1つは、先ほどソフト・ハードの話が出ましたけども、やはりどの範囲までこのまちづくりという言葉にハードの重点を置くかということが、言葉によって随分変わってまいります。ハードのまちづくりは、行政がかなり得意であるし、ソフトのまちづくりは市民団体あるいは市民が得意だろうと思っておりますし、そういう流れですとこの数十年来たなという感じがしております。

そして参加・協働によって、ハード・ソフトにまたがるまちづくりが可能になると。市民団体だけが何かやるとしても、ソフトはできるけどなかなかハードに結びつかない。行政だけが中心になってやると、ハードはとにかく進んでいくわけだけども、ソフトがうまく機能しないということです。

その下にはA、B、Cと、一番上は市民主導いいですか、市民が中心になって何かやるということですね。あるいは民間というふうに考えてもいい。それから下の方は、行政が中心になって何かやると。その中に参加・協働型のいろんなまちづくりがあるだろうということ。

それから、左右は が一番ハードのもので、 がソフトに関するもので、その間にハードとソフトに関するものがあるということで、こういう矢印いろいろあってややこしいんですけども、いろんな意味合いをつけながらやっているうちに複雑にな

っちゃったんですが、これでそれぞれの例示を次のページに書いてございます。

民間の施設建設みたいなものがA - になるわけですけども、共同建替事業とか再開発事業、いろんな民間がやって、行政ももちろん法律という点では関係あるんですが、基本的には民間がやる。これは大きなまちづくりになりますけれども、こういうものもあるわけですね。

A - というのは、例えば市民団体が空店舗を活用して、町の活性化のために役割を果たしているとか、あるいは歴史的な建造物を自分たちで借り上げて、何かそこでギャラリーをやったり、みんなが集うまちづくりセンター的なものをつくったりとか、あるいは民有地の空地を利用して、そこで公園的ないろんな利用をやるとか、あるいは自主計画、ハードなものについて自分たちで計画をつくっていくとか、そういうような小さな空間を活用して、民間がいろんな形でやるという、これは結構最近出てきております。

あるいは、直接まちづくりと言えるかどうかかわからないですけども、グループホームのようなものを民間でお金を出し合ってつくって、そしてそこでデイ・ケアセンターもやって介護保険とか、あるいは高齢者の集いみたいなものをやるとか、そういうものも出てきております。

それからA - は市民活動、一般に言われている幅広い市民活動だと思いますけども、単純なもので言えば、商店街のいろんなイベントを開催したり、あるいは環境保存運動をしたり、自主調査と政策提言、あるいは行政の監視というような形のさまざまな活動、ハードをほとんど持っていない、ソフトだけで動いている部分があって、これは非常に幅広くあるわけでございます。

それに対して、Bというのは協働型ということで、都市マスタープランの作成に参加するとか、公園計画へ市民や住民が参加するという形で、ハードのものづくりの企画に参加するというのがB - でございます。

B - は、もうちょっと広場の運営管理を市民団体に委託をして、先ほどの公園の話もありましたけれども、ああいう形で運営にまで、ソフトの部分まで市民団体が担う。物は公共の施設であるということですね。

あるいは遊休の公共施設、最近廃校等の利用が各地で盛んに行われている。今後物すごい勢いで廃校が出てくるようですけども、そういうものを市民が活用する。

あるいは、行政が買い上げた歴史的建造物の利用計画づくりと、民間団体への運営委託管理みたいな、このB - が、まさにこれから恐らく一番中心になって社会を変えていく、いろんな参加・協働型のまちづくりと言えるもので、ここの部分はかなりいろいろ事例があるわけでございます。

それから、B - というのは余り僕の事例にないんですけども、A - 、あるいは市民団体、市民活動が行っているさまざまなものに行政が支援をしていくというようなもの。

あるいは、ちょっとここには書き落としたんですけども、C - に各種の行政計画、産業振興計画であるとか地域福祉計画とか、さまざまなソフトの行政の計画に対して、市民団体が委託によって調査を行うとか、そういうことは随分これから出てくる。ですから、A - 事例への行政支援とか、あるいはC - 事例への民間の参加という形が、このB - になるかと思えます。これはまちづくりというよりも幅広く、本当に最も広い意味でのまちづくりの課題かなと思えます。

それから一番下は、従来行政が中心になってやっているということで、従来の都市計画事業みたいなものはC - になるし、C - は行政の中でも縦割りを少し総合的に、いろいろ横に連絡をつなぎながら、生活とか利用というものを重視した、総合的な都市計画等の事業がC - ということ、こういうのも場合によっては参加型まちづくりということもなくなはないと思うんですけども。

C - は、地域福祉計画とか産業振興計画、さまざまなソフトの計画を自治体では持っているわけですけど、これがA単独、C単独でやってきたのが、Aの方からBに近づいてくるのもあるし、Cの方からBに近づいてくるのもある。それは参加型というふうに、個人がいろいろな形で参加するという意味の参加型と、かなり責任を持って契約に基づいて、NPOがやっていくような意味、これは協働型と言った方がいいんじゃないかというふうに考えて、いろんな私の事例をポジショニングするためのマップがやっとできたところで、個別事例については特にきょう触れませんが、こういう位置づけで考えるといいのかなと思っております。

それからもう1つは、まちづくり団体というのを市民活動全体の中から見ますと、やはり住民型組織と市民型組織が、日本の場合特に重要な関係をこれから持ってくるだろうと思っております、それをちょっと図に示しております。

住民型組織、いわゆる地域コミュニティと言われるものは、地域限定全員参加、そして目的も一般目的といいますか、互助型・共益型という、これが日本各地に町内会とか、いろいろな形で存在しているわけです。あるいはそれをベースに、老人クラブであるとかまちづくり協議会であるとか、子供会であるとか、青年団であるとか、婦人会であるとか、地域によっていろいろ違いますけれども、いろいろな形の住民型組織、町内会をベースにしたような、そこに住んでいるということで、アイデンティファイされるような組織がある。

そして一方、特に最近議論になってきているのは、「NPO等の市民型組織はこの指とまれ」でございまして、地域がそこに住んでいるから云々ということでもないし、有志が参加して、そしてある特殊な目的を持って結びついてくる。それ以外のことには関心がないという集まりがNPOでございまして、これは地域に必ずしも縛られないで自由に物を考えられる。

住民型組織は根強い歴史的な伝統がありまして、日本じゅうどこでもある。そして多くは、地域の名士、長年住んでいた人がリーダーになって、変化を求めないような

形で平和を維持するというか、秩序を守るという形で行動をとりやすい組織でございます。

それに対して市民型組織は、近代的な個人意識から発生しているものでございまして、これはあるところもあるし、ないところもない。これがないところで、NPOとの協働なんていうのを騒いでもしようがないわけございまして、これはあるところもないところもある。そして行政区域に関係なく、行政区域よりもはるかに広い活動エリアを持つものもあれば、行政の中のごく一部しか活動をやっていない、全域にはないというようなものもある。

この2つが非常に対立しやすいということはおわかりだと思いますけど、あっちこっちでこれはある意味で対立をしておりますが、いいまちづくりができたところというのは、どっちからかがうまくアプローチして、協働関係が成り立っているというのが、僕は大きいんじゃないかなと。行政も協働関係をつくるような形でかかわりを持っているところはうまくいくけども、そうじゃないところはなかなかうまくいかない。

まちづくり団体というのは、そういう意味で言うと、住民型組織と市民型組織の中間にあるような性格でございまして、両方の力をどういうふうに使っていくかというのが、成功のかぎになってくるんじゃないかと思っております。

住民型組織も、地域によってはかなり市民型組織に近くなってきているところがあります。町内会の会長さんが40歳ぐらいの人に変わったりすると、町内会がNPO的になってくるという例は、ちょこちょこあっちこちで見かけております。

それから、互助・共益型であるんだけど、それがある日何かの問題のきっかけで、周りの地域とは関係なく、アフリカの子供たちのために何かしようとか、非常に地域を越えた公益性を持ってくるということもございまして。

一方、市民型組織も、地域の内部の人だけが中心になってくると、だんだん内向きになって、お互いの利益というか、外のことよりも、まず自分たちの地元のことをということで内向きになる傾向もあります。あるいは地域の中にメンバーがふえてくると、住民型化することもございまして、これ自身は非常にダイナミックに動いていくと思いますけれども、まちづくり団体というのは、この部分がかなりキーワードになるだろうなというのは、私どもいろんな事例の中からうまくいっているところは、そういうことが要因になっている。それだけじゃないんですけども、そこでうまくいかないとうまくいっていないと。非常にひとりよがり、周りから来た人が何やかんや言っているとか、あるいは地域の中で排除してしまったり、せっかくいい動きがあったのにあれしたとかいろいろございまして、これも長い目で見ないと、何とも言えないという面もたくさんございまして。

まちづくり団体というものをとらえるときの、一つの視点がこういうところにあるということで、私は具体的な事例を最初お話しするつもりで、4つ、5つ取り上げようと思ったんですけど、どうも参加型まちづくりと一言で言うと、どれも違うかなと

という感じがしたものですから、こういう形で参加型まちづくりを取り巻くいろんな考え方や現状といいますが、状況を整理したものを、議論の一つのたたき台にしていただけだと思っただけでまとめることにしたわけでございます。

以上で終わらせてもらいます。

小林委員長 山岡委員、ありがとうございました。

(2) 質 疑 及 び 自 由 討 議

小林委員長 きょう予定しております2人の委員の事例発表が終わりましたので、これからまず最初にお二人の発表に関連して、御質問があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

お二人の発表は、今まで2回にわたって御議論いただいてきた幾つかの内容について、具体的に、あるいは論理的に整理いただいたような発言になってございますので、その点も含めて御質問いただくようになるとは思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

青山委員 土屋委員の武蔵境のところなんですけども、最初、反対が非常に多くて膠着状態が長かったものを、反対派も入った会議を設置して、それから反対がゼロというところまで持っていくわけですが、その間、特に反対論が鎮静化して、賛成するような案が形成されていく過程での、最も皆さんが賛成したという点で、キーポイントになったことはどういったことなのかということ。

それから、このころちょうど中央線の三鷹 - 立川間の連立について、市案が発表されたのがたしか昭和60年ぐらいで、賛成が多くなって動き出していくころと大体同じような時期だったと思うんですけれども。そういうまちづくりに対する意識といいますが、北口再開発に対する意識の変化に、中央線連立の動きが関係があったのか、影響があったのかどうかということについても、あわせて教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

土屋臨時委員 率直に申し上げます。反対していた人たちが賛成に回ったキーポイントは2つあると思います。1つは、行政はどうも信用ならんと、勝手にやりやがってと思っていたのを、オープンな手続によって、これはどうも我々の言うことも聞いてくれるらしいというふうに変わっていったということが1つだろうと思います。

これは非常に露骨な話なんですけど、これが中央線だとすると、大体6,500㎡ぐらいの駅広が必要なんですけど、従来の計画はこうやったんですね。ですから、こうやると実際の駅広はこの辺までしかないから、これはがばっと民地にかかっちゃうわけです。これでこの辺の人たちが物すごい反対。

それで都市計画協会の皆さんにいろいろ知恵を出してもらった結果、6,500㎡は変えずにこういうふうにしたんですね。それで連立の線までぐうっと下げてもらって、

可能な限り実際に今、営業している店が余りかからないように、わかりやすく言えば、もっと商店街としての密度が薄かったところに広場をやったということです。だから、恐らくこの案だったら最後まで反対しただろうと思います。

それを同じ 6,500 m²でも、縦にするんじゃなくて横にしたらどうだというので。ただこれは都市計画協会の皆さんの、具体的に言うとその下で実際にチームをつくっていただいた、建設省と東京都と国鉄の皆さんの力が大きいと思います。それが1つだろうと思います。

それから、いわゆる三鷹 - 立川間の連続立体交差の市案が出されたのは、60年ではなくて57年。私がまだ市長になる前の57年ですが、その後で一たん進みかけた三鷹 - 立川間の連続立体交差事業が、デッドロックに乗り上げました。それは分割民営化が本決まりになったことであります。

私が市長になりたてのところで、非常に重大な局面だったのでよく覚えておるんですけども、たしか昭和59年2月に田中角栄さんが倒れたんですかね。それで中曽根さんがフリーハンドをとって、しばらくして高木総裁が更迭されて、分割民営化が方向としてはっきり出されました。

分割民営化を方向として出されたということはどういうことかということ、昭和57年に出した東京都が中心になってやろうとした都市計画は、全部そこでストップしたということでもあります。

というのは、再投資をする余力などは、国鉄は民間の会社になってからじゃないと全く判断できないということですから、東京都の都市計画局がその働きかけをしても、全然国鉄が乗ってこないという状態が続きました。実はそれも時間がかかりまして、先ほど申しましたこれだけの広場が必要なんですけど、こういうふうに行ったんですが、このところの半分ぐらいが旧国鉄の駅前の土地なわけです。当時一番問題になったのは、土地の処分を新会社に任せるかどうか、どこまでが新会社として引き継ぐか、事業会社が引き継いで、国鉄清算事業団が遊休土地を処分するかというのが一番の問題点だったわけで、この1,000 m²を取り込むだけでも大変な苦労をいたしました。

したがって、三鷹 - 立川間の連続立体事業は、57年ごろ東京都が本気になったけれども、60年ごろから全く動かなくなってしまった。63年3月にJRが第1回目の決算をやったときに、700億の黒字決算をやって、それが一つのチャンスだということで、我々もまた動き出した。したがって、ちょうど膠着していた状態でありました。ただ、そういう動きがあったので、何とかしなきゃいけないという空気は地元にはあった。

青山委員 ありがとうございます。

小林委員長 ほかにいかがですか。

土屋委員、最初に武蔵境の件なんですけれども、町のあり方を市民委員会に議論いただいて、具体的に線引きという意味は、権利制限にかかわるという意味ですね。

土屋臨時委員 はい。どこまで駅前広場にするかとか、取付道路にするかとか。

小林委員長 分けたというお話でしたね。

土屋臨時委員 はい。

小林委員長 その辺が一つ、大きなポイントかなと思うんですが、実はきょうは御出席ではございませんけど、中井委員がイギリスの市民参加の議論を説明いただきまして、イギリスでもビジョンづくり、計画づくりについては市民参加をかなり熱心にやっていると。具体的な線引き、規制にかかわる部分については、市民参加はそれほど幅広くやっているわけではないという御説明をいただきました。それに絡んで土屋委員のお話があったのかなと思います。

土屋臨時委員 そうですか。実は私、イギリスの事例は存じ上げなかったんですけど、私はその前に市議員を2期8年やっていましたが、反対の意見を聞いてみると、大きく分けると、自分のところにかかるから反対だよという、非常にはっきりしている意見。それから再開発をされると、何か風俗営業が出てきてどうだこうだとか、商業地が広がるとどうだこうだとか、それから自分たちの道路をちゃんとやらずにやるのは反対だとかという、つまり該当者、地権者が自分の利害として反対するという部分と、それからまちづくりに関係して吉祥寺のピンク街みたいなのができたから、ピンク街と同じになっちゃ困るだとか、それ以外の、つまり地権者の非常にリアリティーのある財産を守るといふことと2種類あるなとわかったわけです。

それでその2種類のうちの、これから例えば町の色塗りをどうするかとか、歩行動線をどうするかという議論を町の人にしてもらおうと。そもそも線引く、財産に手をかけるということは、市民の人に任せても、それはできないんじゃないかと考えたわけですね。

そこが非常に大事なことなんだろうと思うんですけど、市民の人に任せても、じゃあだれが責任を持つんだと。例えばわかりやすく言えば、こんな形にするのか、それともこんな形にするのか、これはだれが責任を持つのか。市民委員会として称しているところが責任を持つのか。持てないじゃないかと思いました。それは、選挙で選ばれた私がやりますよと。

実はこれと同じようなこと、責任区分をはっきりするというのは、非常に大事なことでと思っています。実は住・都公団の緑町の団地の建てかえのときも、市民参加でやった例なんですけども、そのときも陳情が出されて、市議会で滑った、転んだっていろいろ議論があるんですが、そのときに私は、「基本的に家賃の話は店子と大家の関係だと。市は都市計画については責任を持つけど、店子と大家の関係には責任を持ってない」とはっきり言っちゃったわけですね。そうしたらビラまかれたりして、「市長は居住者に冷たい」とか、随分やられましたよ。だけど、そこをはっきりさせたのは、その後で行司役をやっているときに、非常に住・都公団の人にも信用してくれた。「市長ははっきり言う。だから我々はこの市長を信用しよう」と住・都公団の人にも思ったし、

住民も最初は冷たい市長だと思ったけれども、住・都公団の人の窓口になってくれていろいろやるから、それじゃ市長のことを信用してもいいかということになった。

だから、どこまでが市長の責任なのかとか、どこまでが権限なのかということは、最初からはっきりさせないとうまくいかないと思います。

小林委員長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに御質問がありますか。

どうぞ。

山内臨時委員 今の責任分担というお話で、私なんかこういうことはできないのかなと思うんですが、例えば同じテーブルで行政も市民も入って、行政は行政の言うべきことをきちんと言う、市民は市民の言うべきことをきちんと言うというふうにして、そこで出た結論に関して、最高責任者である市長が全面的に責任を持ちましょうというやり方もできないでしょうか。

土屋臨時委員 いや、それは一番難しいところなんですよ。結局、参加型まちづくりということを考える際に一番難しいところだと思うんですけど、これが例えば、きょう後で拝見させていただきます、民間の開発のような場合には所有者がはっきりしているわけですから、責任がはっきりしている。

行政の場合も、じゃあ、どうなんだと。行政の場合には、パブリックなことだから、所有権というか権限ははっきりしているんだけど、何か市民がいろいろ言って、同じテーブルに着いてと言うんですが、そこが一番難しいところなのかなという感じをしています。というのは、今の山内委員のお話の中で、市民と行政が同じテーブルに着く。そこまではわかるんですね。じゃあ、同じテーブルに着く市民はどうやって選ばれるのと。その市民に与えられた責任と権限はだれが決めるのと。それはNPOならだれでも責任持てるんですか、あるいは手を挙げてきた公募市民なら責任持てるんですか、それはだれに対して責任を持つんですかと。何かを決定するということは、必ずそこに公共的な権限行使や財源を積み込むわけだから、その場合に、例えば武蔵野市の場合なら13万5,000人いるけれども、13万5,000人のうち、例えば100人が参加したって13万分の100じゃないかと。じゃあ一体、そこで言う、今、山内委員がおっしゃっている、同じテーブルに着く市民というのはどうやって選ばれるのかと。また、その選ばれて発言する権限といますか、実質的に何か形成的な力を発揮するわけだけど、その形成的な力を発揮する根源は一体どこにあるのか。そこが非常に難しいところだと思います。

小林委員長 この議論はかなり本質的な議論なので、とりあえず質問だけ今。恐らく小泉委員も前回の発表でかわる御発表をいただいているので御意見あると思いますので、後で少し議論を交わしたいと思います。その前に質問を。

林臨時委員 今の関連で御質問したいことは、町のあり方について市民委員会で議論していただいたということなんですが、市民委員会で議論されたことが、今それこ

そおっしゃった市民全体の中で、どういうふうに支持されているのか、そうでないのかということは、どんな形で確認をされる手続をとられたのか、あるいはどういうふうに位置づけてその後のことを進められたのか、それをちょっと伺いたいと思います。

土屋臨時委員 25人の委員会をつくったわけですが、そこに出てきている人はそれぞれ背景を持っていました。例えば、反対派は反対派のグループが……、反対派のグループだったいろいろあった。3種類ぐらいタイプがあったんですけども、例えば小さなグループで10人ぐらい、大きなグループで40~50人のグループがありました。それから、大学の学生課長さんなんか出てきてもらったんですけど、それはそれなりにまたバックグラウンドがありました。

そういう形でやって、でき上がったものに対する1票投票だとか、そういうことは一切やっておりません。ただ、一つは人数が多かったのと網羅的だったので、例えば商店街の人も入っていたし、PTAみたいな人も入っていたし、学校で通学に使うグループも入っていたし、そういう意味ではそれぞれバックグラウンドがあって、そこに持って帰っていく過程の中で、ある程度の合意はとれていったのかなという気もいたします。

それからもう1つ、これはどんなことでも起こってくるんですけど、先ほどの山内委員の御質問とも関連するんですが、結局まちづくりに関心を持っている人というのは、ある面ですごく熱心に関心を持っている人と、全然関心を持っていない人というわけですね。ですから、例えば駅前広場をやるというときに、「便利な駅前広場ができればそれでいいじゃない。そんなの私たちが関係することないよと。あんた方、専門家で選んでいるんだから、あんた方にやってほしいんだよ」という人たちもいます。

だからその辺のところまで含めて合意をとるという作業は、実際にはなかなか難しいし、強いて言えば市議会とか、そういうことで最大多数やっていくのかなという感じがいたします。

中村臨時委員 2年弱ぐらいで反対派がゼロになったということですが、反対があったときの議会はどなんぐあいだったんですか。また、反対者があれば議会も変わらないということですか。

土屋臨時委員 私、市長の前に2期8年議員もやっていましたので、議員心理がよくわかるんですけど、議会は抵抗があったりすることを決めて改革が進むとか、そういうのじゃないんですね。反対があれば反対派に考慮をして、「まあまあまあ、反対派を何とかしなさいよ、行政側は」というのが大体一般的な議会の傾向です。したがって、それまでの議会は住民が反対しているから議会も反対。

ところが、2年の間に住民の大多数が賛成に回って、反対者がゼロになったから、したがって議会ではだれも文句をつけない人がいない。

だからそういう意味では、非常に民意が反映されていると言うべきですね。

小林委員長 その辺は代議制の議論も含めて、後で少し議論させていただきたいテ

ーマだと思っております。

山岡委員の御発表に関連して、何か御質問ありますでしょうか、お願いいたします。

林臨時委員 山岡委員のこの図式は非常にわかりやすいんですが、2番目の住民型と市民型という分け方で、間にまちづくり団体というが入っているものですが、一般化すると住民型の下には地域コミュニティと書いてあって、市民型の方はそれに対してテーマコミュニティという言い方をするところもあるんですが、ここでの関係で一番ベースになっているのは、住民型組織というものの中身も、例えば神戸の真野で言うと、30年ぐらいの歴史の間になんか早い時期に、小さい区分けした班が10世帯ぐらいでありましたけども、その単位ぐらいからちゃんと選挙して積み上げて自治会の長だとか、その連合会の長を決めるという、あるシステムとしてのデモクラシーを取り込んでいたというのが、非常に大きな力になっていると思うんです。

そういう意味では、一番本質的には、一つはそういうイズムとしてというよりは、むしろシステムとしてのデモクラシーの仕組みを、日本型で構わないんですけども、上手に取り入れてきているのかどうかというのが、どうも一番かぎになりそうかなというのの一つ。

それから、まちづくり団体と言っているのは市民型ともかぶっているわけで、どこが違うのかという感じですが、ここで言うところある地域の単位に、つまりコミュニティベースというか、そういうものに非常にかかわりを持って、それを自分たちのベースだと考えているというふうなところが、同じ市民型でも違うのかなと思っています。

したがって、あんまり住民型とか市民型という言葉を使うのが、本当にいいのかわるか。特に農村地域ぐらいに行くと、農村で市民と言われるとみんなが変なびっくりした顔をするとところがあるものですから、そこらあたりの問題も、言葉としてもどう使おうかなとよく悩んだりするんですが、お考えを伺いたいところです。

山岡専門委員 呼び名はいろいろあって、僕もよくわからないんですけども、地域コミュニティとテーマコミュニティという言い方をしているんだけど、どうもNPOのやっているのはテーマコミュニティという呼び方では、ちょっとなじみが悪いなど。いろいろ見まして。

これは例としては、最初に林委員もちょっと取り上げておられた、例えば山谷のふるさとの会なんかを見るとよくわかるんですけども、ふるさとの会はどちらかというとまさに市民型組織で入って行って、自分たちだけでボランティアな活動をやっていた。そのうち、ホームレスの人たちの自立のためにも自立センターをつくったり、グループホームみたいなものをつくっていく。その過程で地域の中に入って行って、地域のいろいろな社会風習協議会であるとか、地域団体商店街だとか、いろんなものと関係をつくってきて、協働して、まだ完全にいっているとは言えないけれども。

そしてその過程で自分たちが、まさにまちづくり団体なのだという認識をはっきりさせてくるというプロセスがあるわけですね。

そういうのは、必ずしもこの地域の内発的な、真野のような例とちょっと違う。かなり激しく地域が変わっているところというのは、外部からといいますか、別の地域の人とは別の問題意識で入り込んで、それが新しい動きをつくって、そして地域の人々の理解を得ることによって、地域の人々もボランティアに参加するだとか、何かイベントがあれば一緒に参加するという形で、地域の活動になっていっているというイメージで、どちらかというとなんの知っている事例は、市民型組織から地域に入り込んだ事例ばかりなものですから、なかなかそれを参加型というのではとらえ切れないなということで、先ほどのような議論をしたんですけれども。

名前はNPOに限ることもないんですけども、企業であったり有限会社であったり、いろんなおもしろいのが各地にあるんですが、別の名前がいいんですけどね。やはり地域にとらわれないということと、有志、「この指とまれ」で集まってきた人が、ある種の問題意識を持ってやっているということで、もう少し別の名称がいいのかもかもしれません。

ですから言葉はともかく、概念的に言うと地域にかなりかかわっている人々をベースにした組織と、そうじゃない組織とで違うだろう。また、いろんな関係の市民参加といっても、両方の参加の仕方が随分違いますよね。それを一緒に参加してうまくいく場合もあるし、一緒に参加するとうまくいかない場合もあるしというのがあるんじゃないかと思いますけど。

ちょっとお答えになっているかどうかかわからないですけども、まちづくり団体だから、非常に住民型組織にシフトしたまちづくり団体もあれば、ここで言う市民型組織にシフトしたまちづくり団体もあるということですね。

小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

小林専門委員 前回、市民まちづくりということで発表させていただいて、市民まちづくりは自律的・継続的な環境改善運動であるという定義をお話しさせていただいたんですけども、山岡委員の分類でいきますと、「ソフト」な活動と「ハード」な計画整備をつなぐという両方やる、真ん中に「ハード・ソフト」というのをまちづくりと定義をされているという気がします。

とを分けて考える方が、この方が図式としては美しいから、こっちの方が正しいような気がしますけれども。

問題はB - あたりかなという気がします。参加・協働というあたりを、市民指導と行政指導で両方の間に参加・協働というのは（質問にはならないので申しわけないんですけども）そこら辺がちょっとあいまいではという気がします。

どうしてそういうことを言うかということ、兵庫県で参画協働条例が今度制定されて、2つのパートナーシップをあげており、1つがここにありますような県民と県行政のパートナーシップです。もう1つ、非常に大きな柱として上げていますが、県民同士の地域社会の共同利益の実現への参加・協働、その2つの協働があるということです。

行政とNPOなどの組織の協働といった面と、組織間あるいは地域コミュニティとNPOの協働とか、そういった行政以外の協働というのは非常に大きなテーマではないか。ちらっと山岡委員も言っておられましたけれども、そこら辺とB - あたりが関係しているのでは。あるいはA - ですが、市民独自のまちづくりというのは、そういうものが本当にあるんだろうかという気もするんですけども。

B - で、Aの行政への支援とか、あるいは少し補足されていた調査とか、そういうこと以外に、もう少し何かそこら辺、特に図2の住民型組織と市民型組織の協働みたいなことの、これからの展望というんですか、そこら辺をちょっとお聞かせいただけたらと思います。

山岡専門委員 なかなか一言では、私自身もわからないですけど、僕らも実は企業との協働というのが、僕なんかはどちらかというそっちの方が専門で、企業との協働とか、あと出てくる住民型組織と市民型組織の協働とか、いろんな形の民間同士の協働というのがあるんですが、ここでは一応行政対民間組織ということで、協働というのを使っているんです。

というのは、民間同士の協働の話には、あんまり行政はかかわらない方がいいだろうと。きょうは行政の審議会ですので、余りこの審議会でNPOと企業は協働すべきなんていうのは変じゃないかと。時々そういうのがあるんですよ。協働条例なんかで、ちゃんと企業はNPOと協働しないといけないなんて条例を決めているので、僕はそんなのはおかしいと。そんなことは行政でやってもらう必要はないので、条例でそういうことは書くなということで、少なくとも行政でやっている場合には、行政がかかわるといっていいので、ここでは参加・協働型まちづくりというのは、行政と民間組織がということで考えております。

それから、 と はやはり分けておいた方がいいというのは、連続的だから分けられないんですけども、ある種ちょっと拠点を持つことによって非常に変質する。あらゆる組織がそうだと思うんですけども、本当に事務室ぐらいの場所を持っているだけだったらどうってことないんですが、ある地域にいろんな人が利用できる拠点を持つ、これはハードを持つわけですが、そのことによってソフトが変質して変わってくる。

ですから、一番右側の というのは、ある意味ではコミュニティベースにならなくてもいいんですね。ところがある種それが、先ほどのふるさとの会で言えば、自分たちの事務所だけ持っている場合には、それはどこでもいいんですけども、ホームレスの自立支援センターという形で一つのマンションを借りて、そこに拠点をつくったと。地域のそこが居間になると。そのことによって全く変わってまいります。

あるいは、文化遺産の保存運動をやっていた団体が、ある地域の中の古いお医者さんの建物を借り上げて、そこを市民のためのギャラリーにしたというのと、その途端にその組織が変わってきて、まちづくり団体的な要素をもってくる。それまではただの文化団体であったり何かであったのがまちづくり団体になる。そういう意味で、ハー

ド・ソフトの と というのは、かなり僕らNPOの側から見ていると、開かれた拠点を持つかどうかというのが、違いになってくるなということで分けているんです。

実際には、市民活動の中で非常にいろんな地域の提案をやっているとか何とかってあるんですけども、やはりまちづくりとここで言う場合には何がしかの拠点というか、ハードな部分を、少しでもそういう要素を持ったものを言ったらいいかなと思っております。

ですから、行政以外の協働については一切目をつぶって切り捨てちゃったというふうに考えていただければと思います。

小林委員長 よろしいでしょうか。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。

小泉臨時委員 大変わかりやすい整理をしていただいたと思うんですけど、1点だけ確認させていただきたいんですが、図1のB - の欄で、参加・協働型都市計画の例示として、既にある例ということで、都市計画マスタープラン作成への参加と、公園計画への市民・住民参加というのが上がっていると思うんですが、例えば今までC - に属していたような従来の都市計画事業を、例えば区画整理なり、区画整理は組合でやっていたり、再開発事業も組合でやるわけですよ。そういうのの担い手に、NPOというのはなれないんでしょうか。

都市計画決定の提案権は既にあるわけですよ。その辺のどうでしょうか。ここに書いてある例って、比較的やわらかい内容のみですね。

山岡専門委員 はい。ここに例示で書いたのは、個人の参加しか書いてないですけども、協働というのは、例えばBなんかですね、あり得ると思いますね。

例えば、これは静岡県のグランドワーク三島が、河川の改修計画、ピオトープ計画があって、これは当時の建設省のやっている案に対して、グランドワーク三島が対案をつくって、住民の人たちと一緒にプランをつくって、そしてその維持管理も受託しているんですけども、これは恐らく河川敷では初めてかなと思いますが、そういうのは参加というよりも協働ですね。協働の中にももちろん参加も入っているんですけども、かなりプロフェッショナルというか、きちんとした、しっかりした組織が計画の委託を受けてやるわけです。最初はこんなじゃだめだということから始まったわけですけども。

ですから、今B - の協働型というのは、あんまり例はたくさんないんですけども、これからはあり得ると思いますね。そのときに、公権力が協働するわけですから、そこが本当に地域の中で協働相手として公正に選ばれるかどうかというあたりの問題が議論になってくると思います、特に計画にかかわる場合は。

市民参加の場合は手続を一定にしておけば、一定の手続の範囲で一定の範囲の決定権がありますけれども、協働の場合はまだルールができていないので問題あると思いますが、B - は僕はかなりあり得ると思います。ただ、ちゃんとした事例を僕は余

り知らないということです。

小林委員長 よろしいですか。

それでは、質問はこの程度で打ち切らせていただいて、これから前回、前々回を含めて、中心はきょうの御意見をベースにさせていただきたいと思いますが、御意見をいただき、議論をさせていただきたいと思います。

先ほど、寺尾委員から手が挙がりましたので、寺尾委員からまずお願いします。

寺尾委員 お話に入りやすくするために、実は今の山岡委員の御発表についても質問というか、半分コメントのようなものになるので、結局発言は控えたのですが、そこからちょっと入っていききたいと思います。

山岡委員の図1をもう一度ごらんいただきたいと思うんですが、今の御発表では行政はハードが得意で、住民あるいは市民はソフトが得意だという整理があったかと思いますが、これは私の全くの私見なんですが、日本の都市計画が今まで弱かったのはソフトの部分だと思うんですね。都市計画というと都市計画事業のようなもの、つまり箱物行政と連想させるような、要するに道路をつくったり、橋をつくったり、公民館なんか建てたり、あるいは区画整理事業もある意味では事業ですね。

そうではなくて、どういう町にするという方針があって、それをどうやって実現するかというときに、土地利用にどういう規制をかけていくのかというのが、実はまちづくりにとっても重要な部分なわけです。

しかしそこは、ちゃんとどこもきっちりやってこなかった。地区計画のようなものを、不備を補うために後からつくっても、実際にはなかなか利用されていないわけです。しかし、地区計画というのはハードかソフトかというところ、やっぱりそれはソフトなわけで、それをこの図1の整理で見ると、やっぱりC - にならざるを得ないのかなと思うんですね。どうなのでしょう。行政による都市計画になるのか。

つまり、今だと参加・協働型まちづくりというところに来ているんですけれども、この前、例えば先に都市計画がそういう形で土地利用計画をつくった後の話としても、これは読めますよね。

ですので、先ほどの公共的決定、だれが責任を持つのかという話にも帰っていくんですけれども、私はこの課題は、やっぱり土地利用計画あるいは土地利用規制というものに結びついた形での市民参加をどういうふうに考えていくのかというところが焦点が当てられるべきで、まちづくりといっても本当にいろんな部分がございますよね。福祉の部分もあればいろんな部分があるわけですが、土地利用規制との関係で、どうやって参加型で、そしてなおかつその自治体それぞれの将来像との関係で、その土地利用規制を通して、それを実現していくかというところに、やっぱり焦点が当たるべきではないかと思っております。その辺、私の理解でいいのか、あるいは別の考えがあたりなのか伺いたいというのが実はあったんです。

それで先ほどの話、手を挙げて、今は機会でないと言われた方の話について言いま

すと、私が多少知っているのはアメリカの例なんですけど、アメリカの場合は選挙でもって選ばれる、なおかつ選挙はアメリカの場合は任期が短いことが多いんですね。選挙が頻繁にあるので、選挙で選ばれる行政の長が、都市計画にどんどんかかわっていくというよりは、ワンクッション置いている場合が多いんですね。ワンクッション置いている置き方もいろいろあるんですけど、行政委員会的なものをつくっておく。あるいはいろんなパターンがありますけれども、それとは別なところに委員会につくっておいて、その委員会が決定をするというふうにしているんですね。

それはどうしてかということ、アメリカの場合は選挙でどんどん人がかわりまして、民主党、共和党、とにかく政権がどんどん変わっていくと色彩もどんどん変わっていく。つまり、政治の直接的な影響、ショックを受けないように。

都市計画というのは一貫性が必要とされますよね。それから調律性も必要とされる。それで委員会のメンバーは、例えば市長が任命するとか、あるいは選挙で選ばれるとか、何らかの民主的な基盤は持っている。そして性格としては市民の代表というふうにとらえられているんですけど、でも当該政権が直接関与できないような、ちょっと中立性を持つような工夫がされているんです。

そういうところが決定をいたします。一応組織になっているものですから、市民の代表という形で選ばれるわけですけど、選挙で選ばれるなり、指名をされて、承認されて、任命されるなり何なりなっているので、対等なテーブルに着けるという資格は持っているんですけど、しかしそれは制度化されているというふうになっているんですね。

いきなり日本がそこまでいくのは多分無理だろうと思うんですけど、ただ目指す方向としては、私はそういう方向が望ましいんじゃないかという感じがするんです。

つまり、選挙をしていてそれなりに関心が持たれて、しかるべき人に投票されるような、あるいはそういうものが公職として設けられても、しかるべき人がそこで市民を代表するという実質を備えながら、公的な過程に参加できるメカニズムをつくっていく。もちろんそのすそ野としては、こういう市民団体や何かいろんなものがあって、それが母体になって、そういう人たちのいわば被選挙母体になってやっているの、母体をつくっていくためにも、今のやり方ってすごく大事だと思うんですけど、どこを目指してやっていくかということを考えたときに、いきなりそこに行くのは私もよくないと思うんですけど、方向性をやっぱり持った方がいいんじゃないかなと思います。

もっと言いますと、アメリカの場合、重要な土地利用についての決定というのは、行政決定ではなくて議会が絡むんですね。ですから、これは立法的な決定としてやるんです。ある地域について、特別の規制を抜いたり加えたりする、ゾーニングアmendメントと呼ばれていますけれども、それは議会が絡むような仕組みになっていて、そこがだから従来の日本は行政的なものとしてずっとやってきたんですけど、そこも変

えていく、あるいは見直していく必要があるんじゃないかと思っ
ていまして、そういう中での私の発言、前後をいたしました
が、そういう趣旨で申し上げました。

小林委員長 1点は質問ですね。もう1点は御意見ですね。これは山岡委員でなく
て、全体御議論いただきたいということですね。

寺尾委員 はい。

小林委員長 それでは、最初の山岡委員の質問から。

山岡専門委員 私は、そういう意味で言うと、今おっしゃった最初の質問で言うと、
今までC - という形で、かなり行政内部で物事を決めていた。これはハードつにい
ても、やはりB - といいますが、Bの方向にだんだんいっているなど、都市計画法
とかなんかを見ても。あるいは河川法でいろいろ見ましても、だんだんC - がB -
の方に最近、この10年ぐらいで大きく動いてきているという感じはします。

地区計画になると、本当にその後の生活まで規制しますから、まさにこれで行くと
B - といいますが、ソフトとハードとをきちっと議論した生活像まで描いたプラン
が必要になりますので、B - になっていくことが必要になると思うんですけども、
用途地域そのほか、ハードな計画について言うと、B - の仕組みをどうつくってい
くかということだと思います。

それから後半の方は、むしろ青山委員とか土屋委員の方がいいと思いますけども、
今お聞きしていて、教育委員会というのはそうだったわけですね、戦後。

寺尾委員 本来はね。

山岡専門委員 ええ。だから、日本でまさに時々政権によって左右されない、安
定した方針のもとにきちんと公権力が働く部分として、そういう都市計画委員会み
たいなものがあるのがいいのかどうかということなので、私はちょっと単純にお答え
できないです。むしろ皆さんの御意見をお聞きできたらと思います。

小林委員長 それは御議論をさせていただきたいと思います。

関連ですか。

小泉臨時委員 はい、関連です。今の寺尾委員からのお話なんですけれど、都市計
画審議会の役割を見直すということとも関連をしていると思うんです、一つは。それ
を中立的なものに、かつ市民のなるべく代表制を確保したものにしていこうという議
論が一つあるという話。

それと最後にお話になったことは非常に重要で、重要な意思決定に関しては、必ず
議会が何らかの形で関与する。議会に完全に決定権がある場合もあるけれども、そ
うじゃない場合もあるんですが、いずれにしてもアメリカの場合は議会が関与してい
ます。ドイツでもフランスでも同じようなシステムですね、そこは。

議会が都市計画に関与していないというのは、先進国の実情から考えると、相当特
殊な状態だというふうに僕はとらえています。これは検討すべき非常に重要なテーマ
ではないかと思っています。そのことが1つ。

あともう1つは、さっきの土地利用規制とか、マスタープランへの参加とか、そこでの意思決定の仕方が重要なんじゃないかという議論も全くそのとおりだと思うんです。ただ、そのときにすごく重要になるのは、マスタープランと、例えば個別の都市計画なり事業なりの関係が、きちんと組まれているということが前提なんだと思います。アメリカの場合も、マスタープランに対して非常に広範で、早い段階からの参加というものを義務づけている場合が多くて、そこで市民の意見を相当出してもらって調整するわけですね。その後の、例えば個別的なゾーニングの見直しなんかは、見直しというアクションが起きてから事後的に周知をして意見を出してもらおうという形式にするわけです。それはマスタープランの範囲の中でのゾーニングの見直しの場合にはそうなるわけですね。ところが、マスタープランも見直さなければいけないようなゾーニングの見直しとなると、これはまた広範な参加をしなければならなくなってくるわけです。

こういうな、つまりどの段階でどれだけの市民の参加を確保したから、ここの参加とか意見とか合意形成は簡単にしましょうという、明確な整合的な体系が一応できているわけですね。

これを、今の例えば市町村マスタープランへの参加をきちんと義務づけるということをしていって、一方で市町村マスタープランと個々の都市計画の整合性の確認がきちんと行われないうままだと、これはマスタープランに参加することの意味がほとんどなくなってしまいうわけですね。ですので、恐らく意思決定のシステムというものを、マスタープランのような計画と方針レベルのもの、それから個別の都市計画決定、それからその後の事業申請認可の段階というふうに段階を分けて、どの段階でどういう参加の仕組みを考えるのかということ、少し体系的に議論する必要があるんじゃないかと思います。1カ所だけ議論しても、恐らくこれはなかなかうまくいかないのではないかという感じがいたしました。

以上です。

小林委員長 関連の御発言ですか。

森臨時委員 関連と申しますか、ちょっと申し上げたいと思っていることは、私たちがやっているのは今までの都市計画なり都市政策の方向がいいか悪いか、とにかく時代に合わない。それを変えようというような運動をやっていた場合には、さっき土屋市長のお話にあったんですが、みんなでどういう町にしようかというビジョンを先につくって、それに沿ってどうしていこうかということがないと、その合意がないとむだな議論になっちゃうということが1つありますよね。

私たちがやっているのは、その対象の地域の人たちの合意ということもあるけれども、対象の地域の人たちの合意のころには、周辺の人たちの反対というのがあります。その反対に便乗する形で、さらにその周辺のテーマコミュニティの反対みたいのがあって、とにかく反対の渦の中で仕事を進めているという。

それでもずうっとそういうビジョンが浸透していくと収れんしていくし、それに参加する人は参加するし、嫌な人は出ていく。そういうふうにして変わっていくわけなので、皆さんの御意見、お話は全く違う世界の話だなと思って聞いておったんで、何を申し上げていいのやらわけがわからない。

小林委員長 そんなことないと思うんですが。

森臨時委員 ちょっと感想を申し上げておきたかった。

小林委員長 かなり深い議論、中身になってきていると思うんですが、今、森委員がおっしゃったビジョンの議論ですね。これはルールづくりの議論とも恐らく絡んでいらっしゃって、土屋委員がおっしゃったルールづくりについて市民がしっかり議論をして、線引きについては……

森臨時委員 ルールづくりなのかビジョンづくりなのかね、そのところが。今までの手直しをしよう、権利調整しようぐらいの話と、すっかり変えて革命をしようみたいな話とは全然次元が違うということがあるんですね。

この次に話させていただくので、そのときに表現をさせていただけるので、今は御遠慮しておきます。

越澤委員 フリーの発言の方で。

小林委員長 どうぞ。

越澤委員 1つは、きょうはまだフリートーキングの段階だと思しますので、今の都市計画法制度の中で、かなり市民参加とかそういう合意形成の面で、まだかなり手直しすべき部分があるのかどうか。あるいは、運用そのものがなかなかまだ未成熟であって、むしろそういう部分の問題なのか。多分両方混在している部分があるかと思うんですけれども。

1つは制度的にまだいろいろ問題が多いのかどうかというのが、国は国の立場で、少し状況がわかるようでしたらお話しいただきたいのがあります。

と申しますのは、制度改正されてからまだ間もないですが、地域関係者が都市計画の提案をしてよいという、かなり大きな制度改正をしたわけで、また時期が間もないですから、1つは、今、全国どうなっているかというのは、多分国の方で調べられると恐らくおわかりになると思いますので、それはぜひ教えてほしいということが1つあります。これは次回以降ということですね。

それからもう1つは、現実のいろんなマスタープランなり、用途地域の大きな改正なり、それから従来自治体で考えられた都市政策なりビジョンをかなり大きく変更するような場合の、やり方自体の中でそれが都市計画法そのものの手続とか、都市計画審議会の問題なのか、あるいはむしろ選挙の中で首長さんが交代されて、大きく変える中で、むしろ行政なりいろんな地域住民と対話の方式が変わるとか、そういう部分なのかというのは、私はむしろ後者の方が多いんじゃないのかなという感じがしております。

と申しますのは、例えば都市計画審議会について、今あり方も幾つか御意見ありましたが、私自身の体験で申しますと、都市計画審議会の中には決して、行政が提案した案をただそこで審議するだけじゃなくて、調査審議する機能はもともと持っているわけでありまして、むしろ近年は比較的それを実践している例が随分ふえてきたんじゃないか。

例えば、小林委員長みずからおやりになった東京都も、これもかなり丁寧に、東京都のビジョンのあり方とか、土地利用の議論をされていると思います。

私自身も実は札幌で関係してしまして、緑をどうしたらいいとか、最後は条例づくりと、実は風致地区の市街化区域での決定までしております。これも丁寧に審議会を開きまして、議会も御意見を聞いたり、また市民参加を図って、最後はそこへ持っていったわけですが、そういう審議会の調査機能の充実というのはやり方次第でありまして、逆に言えば若干、議会の方が予算を認めていただければ幾らでもできるということだろうと私は思っています。

それからもう1つは、審議会そのものは、これはひょっとしたらA委員は誤解があるかもしれませんが、従来議会で言いますと、議会の中にいろんな委員会がありますが、都市計画審議会に派遣する委員の選定は、議会に任されている例がほとんどだと思います。つまり議会の立場から言うと、都市計画審議会に出ている委員の選定というのは、あくまで何とか委員会、何とか委員会という議会の常任委員会と同じ扱いなんですね。要するに、代理制民主主義ですから。もちろん議会の全体会議で都市計画の案件を議論するという事は、確かにされておりませんが、都市計画審議会の中に議会代表が入ってくると。しかもその選定は、基本的に議会にゆだねられて各会派が入ってくるというのは、多分普通の状況だと思います。

ですからその中で、私自身が見聞きしている経験ですと、議会の先生って選挙で出られてそういう背景を持っていますから、かなり強烈な意見の方が多くて、比較的団体代表の方とか学識者、学識者も人によりけりですけども、選挙地盤とか選挙の母体の背景を持っている方に絡む関係は、やはり強烈に主張されている。これは当然だと思っんです。

ですから、そういう意味での議会の意見の反映、それともう1つ、事業予算のチェックということもありますから、かなり議会の機能はあるんじゃないかなと思います。

ですから、それはむしろ少し実態を踏まえて、それからもともと議会の機能はチェック機能ということが主体であれば、政策立案も全部踏み込むのかとかいろんなことがありますので、必ずしもそれはそうではないんじゃないのかなと。

それから分権体制になりましたので、審議会の運営も相当自治体でバラエティーがあるんじゃないかなと思いますので、そこら辺はの中でこういう問題があるんじゃないかという指摘とか、あるいはこうすべきだと申請するには、もうちょっと状況把握しておく必要があるんじゃないかなと私は思います。これが1点です。

それからもう1つは、きょう武蔵野市長からも御報告がありました。実は、特に公園とか、例えば道路の中のオープンスペースの使い方とか、公共用地の管理についての住民参加はかなり日本では進みまして確立できている。行政も、例えばそういう市民参加で、むしろ改修のときの案をつくろうとか、あるいはそういう意欲のある方がいる場合はそういうのを取り入れるということで、大体変わってきたんじゃないのかなと。

ですから、むしろそれに対して、多少なりとも基金とか何かで少し応援すればいいのかとか、あるいは大体もう大丈夫ということなのか、その辺はわかりませんが、それとこういう駅前広場をつくろうとか道路をつくろうとかというような、非常に民有地と公共施設の絡む部分についてのところが、今いろいろ合意形成のやり方とか、どこまでが行政が責任を持つのか、あるいは首長さんが責任を持つのか、あるいは地域のいろんなことをゆだねるのかというのが、どうしてもケース・バイ・ケースのことがかなり多くて、多分そこら辺が一番難しいことなんじゃないのかな。

ですから、ある程度日本は成熟社会になってきていると思いますし、いろんな事例もありますので、少し交通整理できるんじゃないかなという感じが私はしております。

以上です。

小林委員長 ありがとうございます。

今、触れられた、私が東京都の都市計画審議会に参加したというので、実は仕掛け人は青山委員ですか、それとの絡みもございまして、青山委員の方から都市計画審議会について御意見をいただきたいと思っております。

青山委員 都市計画審議会も東京都のようなメガロポリスの場合と、それから基礎的自治体の場合では随分機能が違うと思うんですよ。

今、小林委員長が言われた東京都の場合に、例えばまちづくりビジョンを東京都という単位でつくるか、あるいは東京都という単位で都市計画マスタープランをつくるという場合に、従来だったら都計審ではなくて、むしろ知事の私的諮問機関として懇談会をつくって、それで案というか提言をいただいて、それを基盤にして決定していくというスタイルだったと思うんですけども、都計審の機能として、都市計画法で定められた議案を決定していくという蓄積とか情報とか、そういう委員構成はあるわけです。したがって、都計審の中に委員会をつくって、それでそういった東京都のマスタープランとか、都市づくりビジョンといったことを検討していただいたらどうかという提案をいたしまして、それで小林委員長にお願いしたりしたという経過があるわけでございます。

都計審の機能も、別に固定的に考えないで、東京都のような広域的自治体の場合、あるいは区市町村のような基礎的自治体の場合、それぞれ都市計画法に従った案件以外にもどんどん活用していけばいいんじゃないかと思うんですよ。都計審がもちろん万能ではないわけですけども、ただ、機能を強化していくか、あるいは活用できる

かどうかは、別にその住民なんかが決めていけばいいので、そこら辺は柔軟に考えていいんじゃないかと思います。

そういうふうに考えると、都計審って実に活用できるという面があるんですね。今、越澤委員からも話がありましたけど、大体議員が入っていますから。議員が入っているというのは、正式な会派代表で入っているんじゃないくて、越澤委員が言ったような方法で選ばれているんですけども、しかし、議会の機能にチェック機能や立法機能とか決定機能以外に、やはり助言機能がありますから、そこで住民のそれぞれの代表である議員がその都計審に入っているということは、これは活用のしようがあるということでもあると思うんですね。それが1点。

それとの関連で言うと、議論の整理としては、プロセスの問題と意思決定の問題と区別して考えないと、先ほどの土屋委員のおっしゃった、線引きは行政というのはまさにその点だと思うんですけども、もともと行政の機能として、住民の間の異なる利害や対立する意見を最終的に調整するのが行政の責任だという側面がありまして、そういった点で責任を持つということは、やはりそれをそのまま行政じゃないと。別の第三者機関だというわけには、それはやはりいかないんであって、その議論をするんなら国家の権力機構としての議会と行政と裁判との三権分立をどうするかという議論から、もう一回し直さないといけないので、そこはやはり前提として考えた上でどうするかということを考える必要がある。これが1点。

もう1つは、最初に私申し上げたと思うんですけど、グランドデザインやマスタープランを決定する場合の参加論と、個別の都市施設やコミュニティ単位の参加論とは、やはり区別して考える必要があるんじゃないか。そこら辺を整理すれば、おのずからこの小委員会としても、次の世代の新しい参加論というのはいろいろありますから、そういう提案はできるんじゃないかと思います。

小林委員長 どうもありがとうございます。

それに関連して、例えば土屋委員はいかがですか。都市計画審議会の議論が出ましたけど。

土屋臨時委員 ちょっとまとまらないんですけど、先ほど小泉委員や寺尾委員がおっしゃったことで感じたことの中には、議会がどうやって決定に参加していくのかということなんだろうと思うんですが、これはなかなか.....。

私もアメリカは、単なる視察者としてしか行ってないので、研究してないので何とも言えませんが、ただ、非常に印象的だったのは、アメリカのサンアントニオという70万人ぐらいの市に行ったときもそうですし、また私たちと交流のある25万人ぐらいの市に行ったときもそうなんですが、議員の数が少ないんですね。しかも市長が議会の議長を務めているんです。サンアントニオの場合にはヘンリー・シスネロスという、メキシコ系の混血の市長でしたけれども、今のブッシュさんの前のブッシュさんの大統領選挙のときにちょうど行って、私もいろんなおもしろいものを見てきま

した。

思い出しました、市長の報酬も安いんですよね。私の5分の1ぐらいしかもらっていないので、ちょっとまずかったんですけども。3万ドルぐらいしかもらっていないくて、「えー」とか思ったんですけど。

それはともかく、11人の議員がいて、議会に行ったら市長が議長でずうっと5人ずつ並んでいて、それで日本の議会みたく市長と議員が向き合ってこうやるんじゃなくて、市長はみんなこう向き合って、向こうに大勢市民が来ているんなことを言っているんですね。

それで、市長の役割とか議員の役割、あんまり細かく詰めるところまでいかなかったんですけどいろいろ総合してみると、市長は全市から選ばれて、議員は小選挙区で選ばれというのが2つ、80万人ぐらいのサンアントニオとラボックという市の両方そうでした。

それで、「実際にそんなに報酬が安くてどうしてですか」と言ったら、市長とかそういうのも全部別に仕事を持っている。要するに市長というのはパブリックなボランティアだと思っているんですね。そのかわり、商工会議所に呼ばれて行って、1回やると1,000ドルもらうとか言っていました。日本の市長は商工会議所に行ったってただですから、随分そこが違うなと思ったんですけど。

それはともかく、そういう違いがあると。まず、議員が少数だと。それといろいろ聞いて、同時に執行者的な役割も果たしている。本当に執行者なのかと言うと、アメリカから定期的に私の町にも来るんですけど、たまに来る新しくなった議員は、「市長と議長とどっちが偉いんだ。権限を持っているんだ」と言うんですね。我々が「議長ですよ。決める権限は議長ですよ」と言うので、議長は笑って「決まっています」と言う。

ところがアメリカの場合に、我々の経験だと、議長が市長なんですね。じゃあ、市長は仕事をやっているのかということそうじゃなくて、いわゆるゼネラルマネージャーみたいなのがいて……

寺尾委員 シティーマネージャーですね。

土屋臨時委員 うん。いわゆる昔のシティーマネージャー。だから昔我々が若いころ市支配人と言われた、市支配人というよりも事務総長といった感じの方がぴったりくるような人ですね。実際に事務を全部握っていて、だから我々も話すときはそこと話すんですよ、市長と話さずじゃなくて。そこと話すと、大体向こうのスケジュールなんかを全部決めてくれる。

だから、そこへいくと、制度が随分違うんじゃないかという気がしますね。だから決定の仕方も違うから、一概になかなか……。例えば、日本のような議会制度で、議員がそういう計画の決定に参加できるのかどうかという問題があるのではないかと思います。

それからもう1つ、今、青山委員がおっしゃった中で、大きな計画と、あと地域ごとの計画と、それぞれ性格によって参加の仕方が違うんじゃないかとお話しになりましたけど、それは確かにそうなんだろうと思います。

例えば、都市計画審議会一つとってみても、武蔵野市を初めとする、例えば衛星都市の都市計画審議会は、そんなにまちづくりの専門家がたくさん入っているというふうには思えないんですね。都市マスをつくる時なんて、大体、国土交通省かなんか推薦するんですか、何かそういう方がいるじゃないですか、ずっと。

例えば、我々もお願いした立場だから差し障りがあるといけないですが、そういうしかるべき人がいて、その人の下でコンサルの人がいろいろやると。だから実態からすると、本当の意味で都市計画審議会が、ゼロからまちづくりについて議論できるような機能を果たせるのかというと、現場の感覚ではそうではないな。そうなった方がいいのかどうかわかりませんが、実態は違うな。10万人台の市は全国で200ぐらいありますけど、50万人、100万人になるとそれなりの専門家がいるのかもわかりませんが、少なくとも10万台の市ではなかなかそうはいかないだろうという感じがします。

小林委員長 ありがとうございます。

関連して、あるいは関連しなくても結構ですので御意見を。

どうぞ。

小泉臨時委員 越澤委員のおっしゃられた、まず状況を正確に認識しましょうというところは非常に賛成で、もしそういう調査をしていただけるなら、ぜひしていただきたいと思います。

それと今の土屋委員のお話にも関係しているんですけども、要は何でアメリカとかほかの先進国でも、議会と専門的な委員会とか準司法的な機関は多重に持っているわけですよ。何でそうしているのかということなんだと思うんですよ。やはり一つの組織では過ちを犯す可能性があるということなので、いろんなフィルターがあるんだと思うんです。

例えば、今の都市計画審議会というのは、今のお話にもあったように、専門家としての審議なのか、当選された人たちによる意見の交換の場なのか、それともそうではない、ランダム的にサンプリングされた、もしくは有志の市民によるチェックなのか。これは混然一体としているわけですよ。やはりこれは、機能としてはきちんと分けた方がいいのではないかと思います。

例えばアメリカの場合は、専門家のチェックというのは基本的には準司法的な機関として、アピールされたときにだけ機能してくるわけですよ。基本的な意思決定等はすべて議会で、最終的な決定は議会でやる。ただその前に、一般的な市民によるチェックはプランニング・コミッティーやコミュニティレベルの計画組織などを通じて行うわけですよ。そこでいろいろ議論をしてもらって、そこでの意向を反映しながら

ら議会で最終的に決定するという、役割分担はあるわけですよ。そこをみんな都市計画審議会に入れてしまうと、少しおかしなことになる、意思決定としては。そこで議を経たことですべてがOKということになると、やはりおかしくなる。チェックが働かなくなるのではないかというのは分けた方がいいんじゃないか。議会の決定も必要ではないかという意見です。

以上です。

小林委員長 どうぞ。

林臨時委員 国によっていろいろな違いがあるということがどういうふうに出ているか。日本の状況なんですけども、東京都みたいな大きな自治体の組織、あるいは都道府県ということになれば、都市計画というと専門家なんですけど、基礎自治体の場合にはそれほどの専門家が育つようにはなっていない。それから、たまたま非常にすぐれた方ももちろんおられるわけなんですけども、その人が2年とか3年以上ずっと同じポストにいるという確率は極めて少ないということがあって、分権された状態で都市計画をきっちり考えようというときに必要な、専門的なノウハウを持った人たちを、どういうふうなところに基礎自治体としてキープしておくかというのは非常に重要な問題だと思うんです。

問題が非常に複雑になってきていますから、単に都市計画の専門家というだけでは済まないと思うんです。特に基礎自治体では、さらに周辺のいろんな問題、社会的な問題あるいは経済的な問題を含めて物事を考えるという意味での専門家がいないと、今や都市計画、土地利用規制ということと都市の経済とか、そういうことは非常に深いかわりがあるし、それから社会的な安定とかコミュニティの安定とか、そういう問題も極めて深い関係があるということになりますと、重要な問題はそういうことについて、かなり高度な専門と同時に、その地域にかなり長い期間きっちりかかわっていて、かつそれが市民との間にきちんと信頼関係を持てているという機関なり、人々がいる状況をつくれるかというのは非常に重要だと思います。これが1点です。

それから、参加の仕組みの問題は越澤委員が言われるように、現場ではいろんなふうに進んでいるんですが、日本の場合は参加の状況についてはどういうふうに扱うかということについて、いまだに制度上は運用は特に、行政に選択がゆだねられているというのが実態ですよ。制度的にもそうなっている。

ただどこまで皆さん、いろんな形で自治体の方々を含めて参加を進めてきているとすると、やはりそれを制度としてもきちっと位置づけないと、横並びでいろんな国と比べると、制度的に言うと非常にまだまだ不十分な点がたくさんある。

不十分な点があることの問題は、それはそういうふうにしてやらなければならないということになれば、行政の方もしっかりその点については勉強しなきゃいけないし、市民の方もそのことについてしっかり対応する力を持たないと、実際には問題に対応できないということが非常にはっきりしてくるんですね。それが制度化されないこと

によって、非常にそれがあいまいなままになってしまう。したがって担当者が非常に熱心であれば進むとか、先ほどの首長さんが熱心だと進むというような、越澤委員が言われたようなことが起こってしまうということがあるので、そういう意味での参加の仕組みについては、相当突っ込んだブレークスルーをやらないと、この次の展望を開くには極めて不十分なことになると思うんです。

3番目は、そういうことの結果として、青山委員がおっしゃったランドデザインの決定の仕方と、コミュニティレベルのものの決定の仕方を上手につないでいく、行政的、社会的な仕組みを築き上げられないままになっちゃっているというのが、今の日本だと思うんです。

非常にランドデザインに類することについても、森委員がおっしゃったビジョンということですが、ビジョンが共有されているということは非常に重要なことになると思うんです。そのところがしっかりしていないことには、本当の意味でのコミュニティの問題、あるいはランドデザインの問題も、しっかりとみんなが納得できる土俵ができないということになりますので、そういう関連の中でこの議論を少し、しかしベースは今回はまちづくりということですが、そちら側から議論できないといけないんじゃないかというのが、今のところポイントじゃないかと思っています。

小林委員長 3点御意見いただいたんですが、1点は専門家を我が国でどこまでどういう形で育成して、特に基礎自治体が都市計画をいろいろ運営する際の助力になるような、そういう人材をどうやって確保していくかということですね。

2番目は、制度的に不十分だというお話だったんですけど、具体的にはどういう面での制度のことをおっしゃっているんですか。例えば、今回都市計画法改正によって、都市計画決定に当たる住民参加については、条例でいろいろ付加できるとか、そういう決めをしましたよね。そういうものも含めて、まだまだ不十分ではないかという御指摘ですか。

林臨時委員 条例で決めるということは物すごく大きな進歩だと思うんです。ただ、そのときに、参加についての幾つかの基本的な評価の基準というか、軸が共有されないといけないんじゃないかと思うんです。

例えば、先ほど来の御議論の中で、市民の参加ということについては、委員会をつくるなり何なりするんだけど、全体もっと広い範囲との関係はどういうふうにチェックされるのかということの手続だとかそういうことは、やはり表に出てくる人たちはわずかな数なんですよね。

だけど行政の方は行政の方で、実際に現場に出てくる人は行政何千人いても、10人が20人が最大でしょうけども、しかし行政の中でオーソライズする手続はしっかりしている。かつ、議会が関与するとかしないということを含めて、信頼がおける決定になると思うんですが、市民の方もそれなりの確かめる手続がないといけないわけですね。そういうことがわかりやすい形で、基準として解決できているのかということ

チェックしないといけないということがあると思うんです。そういった意味です。

小林委員長 ありがとうございます。どうぞ。

森臨時委員 私の経験では、実はダラスとかヒューストンでディベロップメントを手伝ったことがあるんですが、歴代の市長さんがディベロッパーなんですよ。あるいはオーガナイザーといいますか、不動産業者だとか。つまり、彼らは都市間競争で一生懸命勉強して、自分の町をよくしたいということのインセンティブで、ただでも一生懸命働いているわけです。

ここでは、ディベロッパーというのは1人もおっしゃっていただけないので、私1人が自分で言っても始まらないので遠慮しているんですけどね。

専門家の育成とおっしゃるけど、ディベロッパーぐらいつぶれちゃ大変だから、一生懸命考えている専門家は少ないと思うんですけどね。そういう点もぜひ一つ、公平なテーブルの上に乗せていただきたいと思っておりますが。

小林委員長 どうぞ。

山内臨時委員 林委員のおっしゃったことにも意見が言いたかったんですが、今の森委員のディベロッパーのお話でちょっと。

先日は六本木ヒルズを案内していただきまして、どうもありがとうございました。

ただ、私たちが思うのは、ディベロッパーの方たちも本当にまちづくりの重要なセクターだと思っているんです。ただ、参加なさるときも、例えば逆に撤退なさるときも、判断なさる基準が、多分これがちゃんと営利につながるかどうかとか、採算がとれるかどうかというところが、当然ディベロッパーの方の場合は判断の基準になると思うんですね。

私の知っている例なんですけど、例えばマンションなんかの場合でも、ディベロッパーの方たちがつくった、最後にそこにちゃんと人が入って、きちんと管理や運営が進むところまでディベロッパーの方が責任を持ってごらんになるかということとそうでもなくて、例えば売れ残ってしまうと、どこか転売業者みたいなところにあれして撤退なさってしまうということもあるので、まちづくりに対しての責任とおっしゃるときに、コミュニティづくりとか、その町がきちんと発展していくことに対して、ディベロッパーの方たちが責任をお持ちいただけるのかということが、ちょっとクエスチョンになってしまったりするんです。その辺、もし御意見をいただければと思います。

森臨時委員 そうですね。もちろんいろいろなディベロッパーもいると思いますが、要するに下手がやればしくじるわけですし。今度のような、総合的に都市計画が間違っているのに走らせられちゃったら、みんなしくじってしまうということがあるわけです。

それから、もうかるならやるけどもうからなければやめるのは、例えば共同事業のときなんか、それこそ真剣にディベロッパーはみんなのためにも考えるわけですし、失敗するに決まっているのに突っ込んでいったら大変ですからね。もうかるということ

は、要するに需要があるのにこたえるということでもいいことなのであって、もうからないということは需要がないのにやるので経済的には悪いことなんだと。その辺のベースのところから少し、考え方が違うんじゃないかと思うんですけどね。

山内臨時委員 もうけちゃいけないと言っているのではなくて、もうからなかったときに、仕事の途中でも多分撤退なさってしまう場合もあるのではという。

森臨時委員 町でもそうじゃありませんか。公共事業体でもそうじゃありませんか。それでもなおかつやるということは、もっとひどいことになりますから、それは撤退の時期を早く決めるということも大事な仕事のうちだと思いますけど。

小林委員長 ほかに。

小幡委員 伺っていて、参加型まちづくりといっても、どこに焦点を当てるかということで当然違ってくると思います。そういうものを全部取り上げられるおつもりなのか、ちょっとそこら辺わからないのですけれども。

いずれにしても、ハードないろいろな建築物とかがかかわるようなところでのまちづくりと、そうでない、完全にソフトなものだけの場合もありましょうし、当然おのずから違ってきますし、ディベロッパーが出てくる場合と出てこない場合も違うということで、様々なパターンを考えなければいけないかと思います。

ディベロッパーが情熱を持ってくださるとか、あるいは自治体の方に専門家がいるとか、そういうことはもちろん大事ですけども、やはりこういうまちづくり、特にソフトな部分について言うと、なかなか正解がないところだから、だからこそ参加型まちづくりが必要だということですから、そこら辺で今の段階で何をやるべきかということだろうと思います。余りこうであるべきであるという答えにはならないと思うのですけれども、分権の時代ですし、それぞれの自治体でそれぞれ工夫をなさっているとします。都計審の運用一つとってみても、かなり差があるんですが、場合によっては確かに、私が参加したところでも公募委員がいて、議員さんがいて、そして非常に熱心に、常に公募委員の方は審議対象の土地について、何回も何日も足を運んで見ていらっやって、そういうふうな非常に熱心にやっているところもあるし、そこら辺は大分差があるんですね。

そういうことで、いろいろなパターンがあるのですが、ただ日本はこういうのを今まで確かに、比較的得意ではなかったから、そういう意味で諸外国の例を取り入れながら、いろいろな意見発信をここでしていくというのは、大変有意義だと思います。

1つだけ、申し上げておきたいのですけれども、都計審の話です。あれはもともと都市計画法では意見書提出というところで、審議会以外の方の意見を全部、一応吸い上げることができるという法律上の制度になっているのですけれども、そこら辺で、例えば意見書何通というのがいつも議題に上がってくるわけですね、審議会の方では。それで、今の時代、こういう意見書等々についても、場合によっては本人作成でない意見書も含まれているかもしれないとか、そういう問題がいろいろございまして、そ

こら辺は法律は意見書とだけ書いてあるわけですがけれども、意見書のあり方とか、そういうふうなことを少し考えた方がよいのではないかという気がしております。

これ自治体の情報公開で、意見書については大体よく出てまいりまして、情報公開の方は困っている。要するに、意見書の開示請求が出てきて、これは都市計画法の話でしょうという話になるわけですがけれども、そういうことも含めて、従来どおり、昔ながらの意見書というものでいいかどうかということ、少し制度の問題として考えてもよいと思います。

あとの参加の部分はいろいろなやり方が可能だから、様々な発信ができると思います。

小林委員長 意見書の話、意見書というやり方はどうかという御意見ですか。

小幡委員 やり方は意見書でいいのかもしれませんが。ただ「意見書」と書いてあるだけなので、もう少し細かな手当てが必要ではないかということで申し上げます。

例えば、自分の名前を使って意見書が出されているけれど、その本人が知らないという場合だってございますね。それは現実にある話でございます。そういう場合、どういうふうに真意をただしていくとか、いろいろな問題が出てくるんですね。

ですから、都計法ではそこは「意見書」とだけ書いてあるわけですがけれども、そこでどういうふうな手当てを、あるいは省令レベルのところの手当てしていてもいいと思いますし、あるいは書面での意見書という形だけなのか、今、この時代にいろいろな方式の意見書があるかもしれないとか、そういうことも含めてです。

小林委員長 どうぞ。

小林専門委員 今、現行の都市計画法の中の話がありましたので、1つだけ。とりあえずできそうなことは、「地区計画」が後から決められていることもあるでしょうけれども、素案で出してもう一回縦覧というか、手続がありますね、2段階の。そうした2段階での都市計画手続をやらないと、地区計画が住民の人たちに徹底しないということで決められたと思うんです。そういうことが必要であると思ったなら、全体の都市計画のシステムを、素案段階と決定段階という2段階に全部しないのか。「地区計画」でやっているんですからほかでもやればいいわけで、都市計画道路であろうと用途地域であろうと、あるいは都市計画事業であろうと。だから、そういうことをまずやるんだったら、そこら辺から手をつけたらどうかという気がします。

小林委員長 都市計画決定1本でいくのではなくて、素案段階で都市計画審議会にかけて。

小林専門委員 ええ。素案段階でやれば、今1本でやって意見書がぼんと出ておしまい。採択するか、採択しないとか。その前の段階で、素案段階で一遍やれば、意見書がでてきた対応というのは、都市計画審議会以外にも行政段階も全部、それで決まるというんだったら終わりですけども、もう一回出さなきゃいけないときに、またその辺の話をぶり返すことになりますから、当然いろんな対応をしますよね。その段

階があるということは非常に大事ではないか。

この前、まちづくり協議会が必要なのは、決定権を持つことに必要があるというんじゃないくて、協議をするというか、前段階で話をする場がないということに問題があると、今のシステム上。そこをもう少し都市計画法の中で考えればいい。河川法が変わったのは、非常に大きな意味があったと思うんです。多分そこを、河川法はきちっと変えたということだと思うんです。都市計画法もそこをきちっと書けば（僕は根本的には大改正が必要だという気はしていますが）、とりあえずできることはそこら辺から手をつけることかなという、ちょっと先走りしましたけれども。

小林委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

森臨時委員 今の御意見、概して賛成ですが、審議会の役割と議会の役割とはかなり違って、審議会の方が専門家が多いということで、審議会の意見というものを取りまとめていただくことは非常に意味があって、特にこのごろの社会情勢や産業構造の変化とかいろいろなものをあわせてそこで議論していただくし、またそこでいろいろパブリックコメントを求めていただいたりという形は非常にいいと思う。

ただ、参加とかいろいろおっしゃいますけど、最終的にそれを事業にして、だれが責任を持つのかというのが、いろいろな形があり得るでしょうが、つまりディベロッパーに持ってもらえるような案でなければ意味がないという、そういうケースは当然あるわけです。このごろのように、公共事業ですべてを片づけてしまうような時代じゃないわけですから、その辺についてももっと。

要するに、パブリックコメントを求めるときに、ディベロッパーの意見をたくさん求めるべきだと私は思いますけどね。それもあんまり聞かない話なんですね。ディベロッパーは何か出したらいけないみたいな。

小林委員長 逆に言うと、意見書を森ビルとして出されたことはあるんですか。

森臨時委員 今度から出すことにしているんです。ほかの人はきっと遠慮しているんじゃないかなと。

小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

小泉臨時委員 今の小林委員のお話はすごく賛成です。要は、都市計画の中には、前々回にお話ししたんですが、協議するという概念が非常に乏しいんです。そうすると、今の都市計画決定の仕組みというのは、一応公聴会、縦覧とかやって、意見書で審議会で議論という形だとすると、情報の行く末は1回でおしまいなんですよ。それがもう一度、市民なりディベロッパーさんの方に情報が返って行って、そこでもう一度反論できるという仕組みが、これまた基本的な条件として重要だと思うんです。

それ以上の部分をどうするのかというのは、もちろん市町村なり都道府県なりが自由にというか……。その部分を拡大する部分はあると思うんですけれども、僕は情報の2回のループというのは、少なくとも最低条件じゃないかと思っています。

それから、森委員の話を聞いていて思ったのは、協議に関して言うと、ディベロッパーからいろんな提案が出たりして、市民から対案が出たりして、それでどっちがいいんだということを議論しながら、最終的に案を決めていくような、まさに協議ですよ。それを実務的にも、それから制度的にも、なるべく保証したいということなんだと思うんですよ。

もちろん、すべてが制度で保障できるわけじゃないので、どういう工夫があるとうまくいくよというノウハウを提示するとか、そういうこともあると思うんですが、そういうことを少し議論できればいいんじゃないかと思いました。

小林委員長 越澤委員、どうぞ。

越澤委員 私自身の体験で1つお話ししたいんですが、実はかなり僕自身思っているより地方分権は進んでいまして、逆に国土交通省が細かな具体の都市計画について指導することは、非常になくなっていると私は思います。

最近、実はある西日本の県庁所在地に出張してみまして、その県庁所在地の都市計画課長といろいろお話ししていたんですが、私から一方的にお話を聞きたいということで、ぶらっと伺っている話した。

まず、その県の課長さんは、霞が関に出張が全くなくなったそうです。分権以前は、月に1回とか2回とかあった東京出張が全くなくなって今は刺激がなくなりましたと。霞が関にいろいろ自治体が来るのはよくないという話が当時随分ありましたが。

それからもう1つ、地方整備局にどの程度行くんですかとうかがったら、まず市の方は全く直接はないそうです。やはりそれも時と場合によりけりというんですが、月に1~2度ぐらいで済んでいるということで、そういう意味では地方整備局の所在地であるいわゆる地方中核都市ですね、札・仙・広・福の、そういうところにもほとんど行かないと。つまり、その地域で基本的に運営しているというのが実態です。

それはすべてとは言いませんが、少なくとも中核都市を持っていない県庁所在地は、大体そういう感覚ではないのかなと思います。

そこで、ちょうどその地域では今、線引きが選択性になりましたので、どうしているんですかというのを聞きたかったんですが、非常に生まじめに、まず県として線引きを選択性になったので、自治体、市町村に対して新たにやりたいケース、それから今まで線引きしている都市について、維持するかしないかというのを、丁寧にこういうプロセスを踏んで検討するという、その方針をつくるのは県の仕事で、それを受けて県庁所在地の市では実際やった結果、そこは複数市町村が一つの都計区域になっている典型的な場所なんですけど、どの市町村も検討した結果は線引きは維持しますと。調整区域のいろんな改正動向については、いろいろ柔軟に対処したいという意見があったようですけれども、いずれにしてもそれは、地域の持っている所管の権限で全部運用できることなんですね。ですから、それはある意味では非常に健全に分権で動いている部分があって、実は予想外に意外と、つまり東京との関係は切れている。

逆に言えば、国土交通省では多分地域の状況は、いろんな相談でコンタクトある関係ではふだん指導もされないし、多分状況がわからないということになっていると思います。それはかなり特殊な例ではないと思うんですけども、そういう時代が今進行している中で、国の審議会レベルで一体どこまで、各地方の状況に反映することを言うべきなのか、言わないべきなのか。

それから、地方自治体の少し専門的な職員機能になりますと、むしろ人事政策の方がかなり重要でありまして、首長さんなりがそういう意識を持って、自分たちの職員を鍛えようということで、適切に企画部局とか都市計画とかあるときに、東京の方に研修職員を出したりとか、あるいは財団法人に出したりとか、そういうことをやっている自治体は職員が非常に育ってしまっていて、それは事務、技術は関係ないんですね。ですから、それは中の人材を大事にして育てる意識があるかと。まず基本はそういうところで、今の時代はそういう職員の方がいると、別にまちづくりに限らず観光とか、地域のいろんな問題に対しても敏感に反応して、きちんと努力する、動いてくれるという人たちがいること自体が役所の力量といいますか、それによって長い目で10年、20年たつと地域の差も決まってくるという時代になっているのかなと。

ある意味選択になっていますので、そういう時代ですと、答申で頑張っているいろいろ格調高く書いてもいいんですが、一方でどういう目で地方自治体がそれを読むかとか、これの受け手がだれなのかということで、国に対してという場合には、法律そのものを変える場合についてはある程度意味があると思うんですが、直接自治体にこういう実態があるって国で指導しろというのは、むしろそれは全くなくなっているんじゃないのかなと、私は思います。

それから、国と地方自治体の関係で言いますと、補助金を通して政策誘導するということはあると思うんですが、広い意味での都市計画全般となりますと、そういう議論はあるかもしれませんが、既に3つの小委員会でかなりハードに対応する議論がされていますので、恐らくこの小委員会とか、今後の全体のビジョンをつくっていく中で、それほどそんなに議論する場ではないのかなと、私個人は思っています。

問題は制度の運用の仕方で、未経験だとか未成熟ということについては、答申の文章ということで打ち出すこともあれば、A委員とかB委員とか、そういうベテランの経験ある方が全国に行って指導できるような、むしろそういうようなフォローをするような、一種の人材派遣といったら変なんですけれども、そういうことの後押しするような、何らかのそういうことの基金なりファンドみたいなものが必要なのかとか含めて、具体的にどうしたらいいのかというところを少し考えて、それがまた答申に言うておくべきなのかという交通整理の中でそういうことがあるのかなと。

私自身は、そういう意味での経験はないんですけども、地方自治体の実態を見ると、かなり独自で動いているというのがあって、審議会の運用もはっきり言って、そのときの課長さん、局長クラスの腹でほとんど決まるような気がするんですね。

ちょっと大変だということもやろうという気が起きませんと、結局何もできないとなりますので、その部分のよくやっている自治体、あるいは地域と、そうでない地域の差が必ずしも制度なのかというと、私はそうでもないような気は思っております。

小林委員長 越澤委員の御主張は、国一律の制度づくりに余り議論をいくべきではなくて、むしろ現在ある制度の枠組みをうまく運用するという形で、かなりできるところがあるのではないかという御主張ですか。

越澤委員 私はそう思っています。ただ、それは答申ではどう言うのかということちょっとわからないということと、それからもう1つ、国の役目があると思いますので、それは今回の小委員会あるいは部会での議論にすべきなのかどうかはちょっとまだわからないと思うんですが、制度改正された後でどう動いているかというのは、きちんと定点観測といったら変なんですけど、本当の問題点は上がってこないということが、ひょっとしたらあるかもしれませんが、やはりそれは地域で悩んでいることとか、制度改正上ここはやってほしいというニーズは、自治体あるいは民間ディベロッパー、地域の方、団体等含めて、ぜひそれは把握してほしい。特に地方について。

小林委員長 今までの国の制度化の議論や何か、地方公共団体がこういうことをやった。例えば小林委員がおっしゃったように、例えば横浜は地区計画だけではなくて、ある重要な件については、2回都市計画審議会でも議論をするというルールができていますね。そういうルールが、いろいろな自治体で動いてくると、むしろそれを統一的な仕組みにした方がいいという形で、従来国が動いてきた面もございますので、その辺はどう解釈するかということも、ひとつ大きな議論かなと思っております。その辺は今後、議論させていただきたいと思っております。

虫明委員から発言いただけますか。

虫明委員 4回目で初めて出てきて申しわけありませんが、私自身は河川とか水循環という立場から、参加・協働型まちづくりということには、かなり要望なりイメージを持っています。きれいな住みやすい町をつくるということは、実は水循環の立場から言えば、洪水をふやしたり、地下水涵養を減らしたり、汚物を出したりという、都市開発とか都市整備というのは、実は水とか環境に対しては負の影響を及ぼしている。それを一手に引き受けて、河川とか下水道だけでは、とてもこれは改善はできないというので、流域水管理とか、流域水循環マスタープランがここ数年立てられているわけですね。

そういう立場から、参加・協働型のまちづくりというものを考えると、多分一番具体的なのは、御存じだと思いますが、小金井市のような枡を各戸に義務づけるという形。

つまり、参加型でやらなければ、流域でとても河川とか下水道だけでできませんよという発想があって、それには単に1つの町だけでは解決できない問題で、流域ですと、例えば岸委員が鶴見川の話をしたんじゃないかな、気になっているけど。鶴見

川では4つの市があって、町田の開発が下流に影響を及ぼすというので、一応そこで流域の水マスタープランというものをつくって、流域単位で地域なりまちづくりをどうしたらいいかという議論をしているんです。

これは、これからどうなるかというのはまだわかりません。実験段階だけれども、参加・協働型まちづくりという中で、環境、特に水とか緑ということを考えるときには、単に1つの地域の町だけの快適なものをつくるんじゃなくて、それがあつた種の加害者であるというような意識を持って、流域としての行動をするというシステムをつくることと同時に、そういう意識を持つことが重要で、そういう視点をここに入れていただけるかどうか、今の段階ではかなり難しいかわかりませんが、そういう必要もあるんだということを、ぜひ御認識いただきたいと思ひまして発言させていただきました。

横島委員 おくれてきて申しわけございませんが、きょうお話ししようと思っていたお話が、どうも今のお話に乗っているようなので、2～3分いただきます。

今、ちょっと虫明委員おっしゃったけれども、参加の中には決定への参加と、実行への参加と2通りあると思うんですが、この場の議論、私は決定への参加というふうに一応限定して考えてきました。その決定への参加というのは市民参加が前提になっているようですが、この間、私と森委員の意見が対立しましたけど、どうしてああいうふうになっちゃったのかよく考えてみました。

あるテーブルがあって、そこに行政も市民も企業も一緒に参加するという前提でいると、ディベロッパーが動かなきゃ最後は何も決まらないじゃないかという森委員の議論が正しくなるんですね。

それに対して僕が否定的に申し上げたのは、テーマによってあるいは場所によって、いつも同じレベルの参加でいいのか、参加の比率をちょっと変えてみたらどうか。常に第三者が同レベルに参加するのではなく、例えば土屋委員のところなんかは、決定的にあの市長に任せておけばいいという場合が多いかもしれない。そういうときには、主役に対してわき役で参加することもあるかもしれない。

例えば、港区は森委員のところ任せておけば、大方間違いないディベロッパーがやってくれるというときに、主役に対して住民が脇役的に参加することもある。しかし、企業も行政もはっきりしないところ、あるいは間違うかもしれないところは、市民が主役に立ってやろうと。

つまり、まちづくりでは常にイコールパートナーがいいとは限らない。だから、イコールパートナーがないことを前提に、正しいであろう主役に対してサポーターをやっていくという形の参加の方が、まちづくりにおいては実質的で確かな答えになるんじゃないか。

例えば環境問題なんかは、イコールパートナーどころか住民が一番強かったんですね。住民が実行しなきゃ何もできないから、そこへ行政が後から法律をつけたり、企

業が企業市民的な努力をしたりして、環境問題というのは成熟してきたわけですが、まちづくりについてはどうも、そういうふうな定型パターンは得られそうもないので、私はここで「次世代」をとって「参加型」だけについて論じるならば、テーマによってだれかにだれかが参加するという考え方もあるでしょうし、場所によっては別のだれかにだれかが参加するという形の、縦横のバリエーションの多い参加の構図を想定しておかないと、市民が参加するのが参加型まちづくりというふうに限定しちゃうと、どうも話が窮屈になってしまう。

土屋委員、さっきちらっと言われたのはそういうことだと思うんです。すぐれたリーダーのところには、すぐれたアドバイザーが入ればいいので、両方がリーダーを競うとかえって混乱することもあるかもしれないという形を考えますと、余りステークホルダー的な対応ではなくて、パートナー的な参加で主副の関係が合理的につくれるならば、あえてそれもいいんじゃないかという考え方の方がいいんじゃないかと。

山内委員、山岡委員から反論が来るかもしれないけど、僕はこれは市民参加を無視して申し上げているんじゃないで、場合によっては市民がリーダーになる場合がある。その方がいい場合には、はっきりと市民がリーダーになる。しかし、そうでない場合もあっていい。

小林委員長 その辺どうですか。山岡委員の図示にかかわるお話ですけど。

山岡専門委員 まさにそのとおりで、それは僕は協働型に近い、パートナーシップという言葉で大分間に挟みましたけども、従来の市民参加型というイメージより、僕らから見ると協働型。

ディベロッパーの話も、これは林委員なんかの方が本当はいいんだろと思いますが、アメリカではディベロッパーのうち、かなりノンプロフィットディベロッパーというのがたくさんあるわけですよ。いわゆる、行政も手を引いて、ディベロッパーも本当にいなくなっちゃったような荒廃したところは、ノンプロフィットディベロッパー、CDCが立ち上げてやって回復させる。すると不動産業者も入ってくるわけですよ。そして市もまた入ってくる。

そういうときのノンプロフィットディベロッパーの役割というのは、参加ということじゃ説明できないと思うんです。それは独自にノンプロフィットディベロッパーがやって、側面的に企業も応援し、また金融政策でも応援し、自治体も税制で応援し、さまざまな応援があって、そのノンプロフィットディベロッパーが地域の再生で役割を果たしてきた。

それが例えば、ニューヨークのマンハッタンの中のコモングラウンドのような、ホームレスの人たちの住宅地域の再生だとか、あるいはサウスブロンクスとか、それぞれ全国の都市でかなり荒廃した地域をやってきた。

これは、僕は参加型という言い方ではもう説明できない。今、横島委員のおっしゃったのは、それも全部含めて参加型と言おうというときもあるんだけど、やっぱり参

加・協働型という、この協働型というところを、これは企業もNPOも、住民組織も専門家も、責任を持った形できちんとパートナーシップを組んで物事をやっていくという、協働型という言葉で言った方がその部分ははっきりするので、参加型というところがありまして、これは僕は参加型というのは市民個人の参加ということで言った方がいいと思うので、いろんな組織がかかわる場合は、協働型と言う方がいいんじゃないかなというふうに理解しています。そういう意味で非常に私は賛成なんでしょう。

横島委員 山岡委員からそういう理解を賜れば、私は満足です。

小林委員長 山内委員、いかがですか。

山内臨時委員 さっき小泉委員から方針的なところ、ビジョンみたいなこと、それからそれを具体化していくプランの部分、それからそれを認可していくという部分、いろんなシステムが必要だということと、それからそれがきちんとリンクしてないという話があった。

私も森委員がおっしゃったように、ビジョンがとても大事だと思っているんです。それが都市マスだったりすると思うんです。そこをだから、みんなが一緒につくって共有化するというのがまず大事で、それと個別のいろんな計画がきちんとリンクしていなくてはいけません。

例えば今、用途地域の見直しなんかが行われていますが、あれが既存不適格をなくすようなことで、今まで用途地域の見直しがされてきていて、それは例えば都市マスなんかでこういう町をつくらうというビジョンに基づいて、用途地域の見直しをしていこうという感じが、何かきちんとリンクされていない。それは何かどこかシステムの制度の問題なのかもしれないと思っています、その辺をきちんとリンクさせていくようなシステムとか法改正とか、そういうようなことがこれから必要になってくるのではないかと、それが意見です。

それを一番感じていたのは、この間ちょっと国立のまちづくりの石原一子さんにお話を伺ってきたんですが、建築基準法に合致していれば何でも建てていいんだということはおかしいと彼女はおっしゃっていて、建築基準法というのはそれを違反したら違法だよという、最低すれすれの線を設定しているのであって、この町はこういう町にしたいんだというまちづくりのビジョンをきちんとかけて、それを守っていかないといい町はできないんだというところを、もう少しきちんとみんなの中で合意をつかって、制度化していきたいというお話であったと思うので、そういうことを含めて、ここの参加の部分でも検討していきたいと思っています。

あとこの間、越澤委員が六本木ヒルズの管理組合の方をお呼びしたらというお話をなさっていたんですが、そういうようなことも含めて、少し現場の方のお話を伺うというようなことは、この会議ではできないのかなという提案です。

例えば、国立の石原一子さんなんかをお呼びしてお話を伺うと、現場でどういう課

題があったのかということがわかるなと思って、ちょっと提案をさせていただければと思います。

小林委員長 一応、委員からの御発言、事例紹介、その他は3回で終わって、次回以降、中間まとめに入るというお話がありました。中間まとめは次回と次々回あたりでまとめなければいけないんですが、その先の議論はまだ事務局とも詰めてございませんので、その辺が可能かどうか事務局と相談し、さらに皆さんの御意見いただいて、ぜひ必要であるということであれば、あるいはそういう機会があるかもしれません。その辺は、今後少し事務局と相談させていただきたいと思います。

簡単をお願いします。

土屋臨時委員 今まで出なかった議論の一つであり、同時に森委員が先ほどちょっとおっしゃったことなんですが、全国的に見た場合にはどうなのでしょう、私たちも姉妹、友好都市関係などがあっていろんなところもおつき合いがあるんですが、参加もさることながら、ディベロッパーが撤退していったりどうしようもなくなっているところの方が多いわけなので、そういうことも含めて、今後どうするかという議論をしなくていいのかどうか。

それからもう1つ、だれが責任を持つのかという議論になって、民有地の場合には民間の権利者が持つわけですけども、そうじゃない一定のパブリックなものをやろうとして、そこには民有地もあるし公有地もある。こういう場合に、だれが責任を持つのかというその議論がないと、参加、参加といっても最終的には何か決めるわけですから、だれが責任を持つのかというところをきちっとしないと、あんまり意味がないんじゃないかという気がします。

それからもう1つ、今の話の中で、先ほど水循環のお話がありましたけれども、我々が現場にいて感じるのは、市民参加とかあるいは協働とか、実は武蔵野市は昭和46年から長期計画を立てたときに市民参加をやりまして、松下圭一先生が在住だったものですから、そういう議論でやってまいりましたが、いつも問題になってくるのは、一種の共有地の悲劇みたいなもので、だれもが権利を持っている場合には、だれもが責任を持たないということです。

小林委員長 新しい、また問題提起をいただきましたけれど。とりあえず先ほど申し上げましたように、今回、これまでの御議論を中間まとめでまとめさせていただきます。その後、今いただいたようなテーマが、この小委員会になじむのであれば、皆さんに御意見をいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

森臨時委員 今の御提案は、やっぱりPFIみたいなものでやればいい片づく。要するに、公と民と一緒にやっていくのを、公にぶら下がってしまう第3セクター的な方式じゃなくて、公が民にぶら下がる方式でやればいいんだと私は思っております。

小林委員長 ありがとうございます。

P F Iもある意味で参加の議論ではあるんですけど、そこまでこの小委員会は広げるかどうかというのは、なかなか難しい問題だと思います。

ちょっと予定の時間を過ぎてございまして、この後の予定もございまして、きょうはまとめは控えさせていただきまして、事務局の方にお渡ししたいと思います。

それから、これまでは3回にわたって2時間半の時間を設定させていただいて委員の御発表をいただきましたが、これからは議論だけが中心になりますので、一応2時間という予定で、これからの小委員会の運営をさせていただきたいと思います。

(3)その他

小林委員長 それでは事務局、お願いします。

事務局 それでは次回の委員会でございますが、7月11日、金曜日の午後2時から開催いたしたいと考えております。

議事内容といたしましては、今回までいろいろと出ました御意見を踏まえまして、論点整理をさせていただきたいと考えております。大変御多忙の中恐縮でございますが、御出席いただきますようお願い申し上げます。

それから、本日の委員会終了後、前回六本木ヒルズを御視察いただいたわけでございますけれども、前回御参加希望がありながら参加できなかった方が大変多かったということで、今回も終了後に視察を予定させていただいております。参加予定の方は、集合時間あるいは場所を御案内いたしますので、恐縮でございますが、終了後、この場にお残りいただきたいと思います。と存じます。

小泉臨時委員 委員長、1点だけ確認させてください。

小林委員長 はい。

小泉臨時委員 取りまとめの議論をする前に、各委員、例えばもっとこういう点もあるんじゃないかという意見を提出するようなことがあってもよろしいんでしょうか。

小林委員長 意見の提出というのは特にありませんけど、それは事務局、受け取りますよね。

事務局 はい、結構でございます。論点整理の作業の都合もございまして、1週間か、せいぜい10日ぐらいの間にお願いでできればと思っております。

小林委員長 もし意見がございましたら、ファクスでいいですね。

事務局 ええ、ファクスでもメールでも何でも結構でございます。

山内臨時委員 先週、六本木ヒルズをお邪魔させていただいて、本当にお世話になったんですけど、視察をして視察しっ放しでよろしいんでしょうか。

小林委員長 いや、それは、できたら理事長さんのお話やなんかをお聞きになったということですので、そのまとめをこの委員会に出していただきたいと思います。

山内臨時委員 視察しての個人的な意見というのも、皆さんのを出した方がいいんじゃないかなと思ったりしたんですが。

小林委員長 参加のかかわる話。プロジェクトの議論は余りここでやってもしょうがないので。

山内臨時委員 そうですね。参加のかかわる部分。

小林委員長 もし、そういうことであれば、ファクスあるいはメールで御意見ください。

では、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会